

2010 年首都圏 4 組合
賃金実態調査分析報告書

特定非営利活動法人
建設政策研究所

I. 調査分析報告書の概要

首都圏での集計の目的

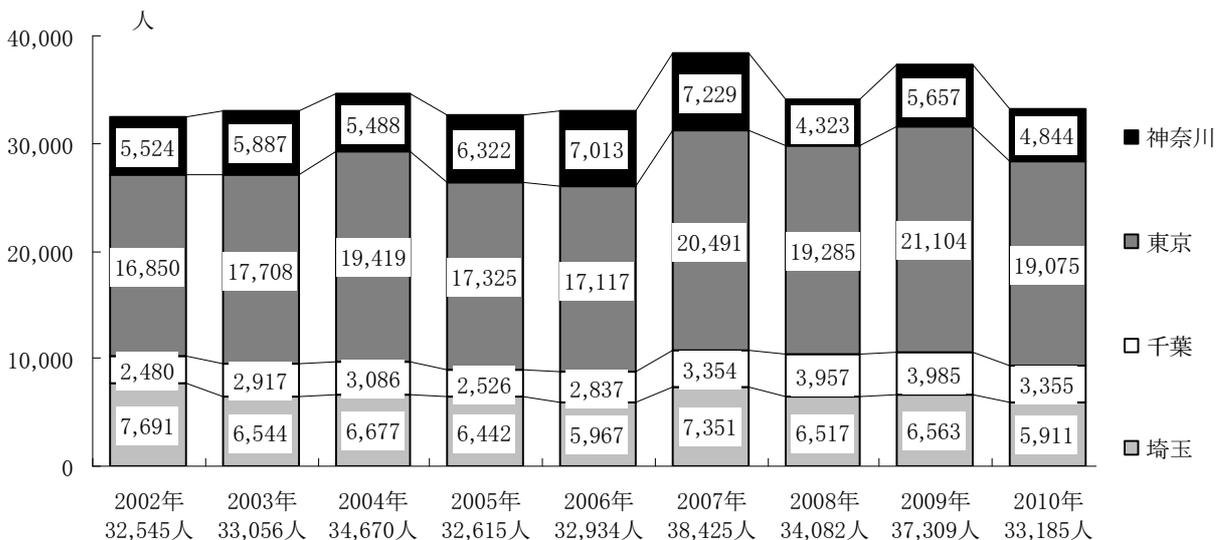
2010年賃金アンケート調査は、全建総連傘下の首都圏の4組合（東京都連、神奈川県連、埼玉土建、千葉土建）が、東京は5月、神奈川、埼玉、千葉は6月に一斉に調査を実施したものである。調査票は2007年に東京、神奈川、千葉が若干変更したもので、また埼玉は一部独自の調査票で実施したものである。2001年より行われ今年で10回目となる。主要な目的は組合員の働く現場が首都圏に広域化するに従い、首都圏全体のトータルな実態を把握する必要性に迫られたこと、同時に首都圏4地域での比較を行うこと、さらにはこれを積み重ねることにより首都圏組合員の労働条件の変化と推移を系統的に把握すること、などである。

調査参加組合員の概要

4組合の25歳～64歳の年齢層合計による調査回答者数は、2002年から2006年までは3万人台前半で推移し、2007年は38,425人と4万人ちかくにのぼった。2008年は3万人台前半（34,082人・対07年4,343人減）に減少したが、2009年は3万人台後半（37,309人・対08年3,227人増）、2010年は再び減少し、33,185人（対09年4,124人減）であった（図表1）。

回答者数は2009年に比べて4組合とも減少し、また全ての階層で減少した（回答者数/09-10年減少数：常用12,354人/▲942人、手間請・材料持ち5,437人/▲1,219人、その他3,802人/▲400人、事業主11,592人/▲1,563人）。なお、4組合回答者合計を100%とした場合、昨年と同様に東京だけで半数を超えた（57.5%）。首都圏の組合員の平均的実態を見る上では若干バランスを欠いたものとなっている。

図表1 組合別、回答者数（25～64歳）の推移



Ⅱ. アンケート分析報告

1. 首都圏4組合の賃金

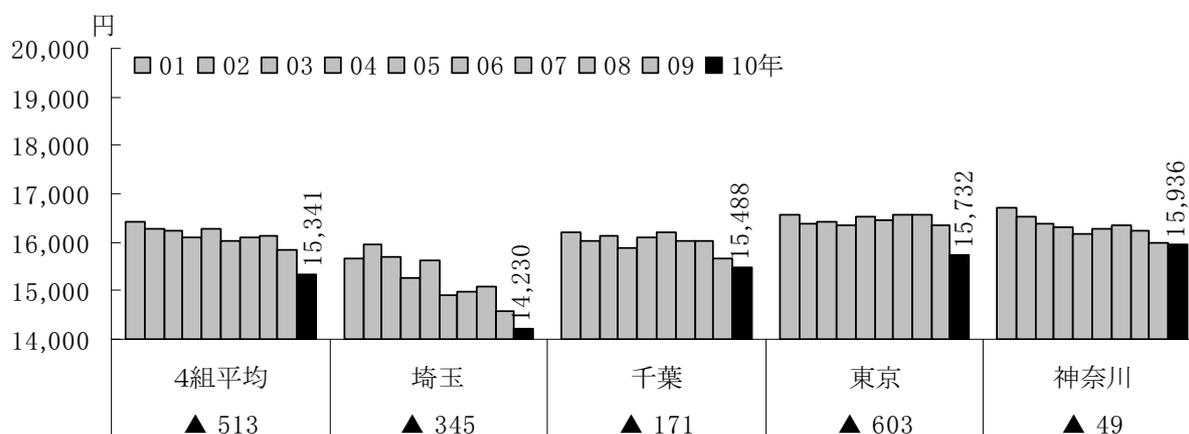
1) 「常用」「手間請・材料持ち」の賃金

常用賃金 15,341円 手間請・材料持ち賃金 17,075円

首都圏4組合の賃金は、埼玉と神奈川の手間請・材料持ち賃金を除いて軒並み低下し、この2つの賃金以外は2001年以降の最低となった(図表2、3)。

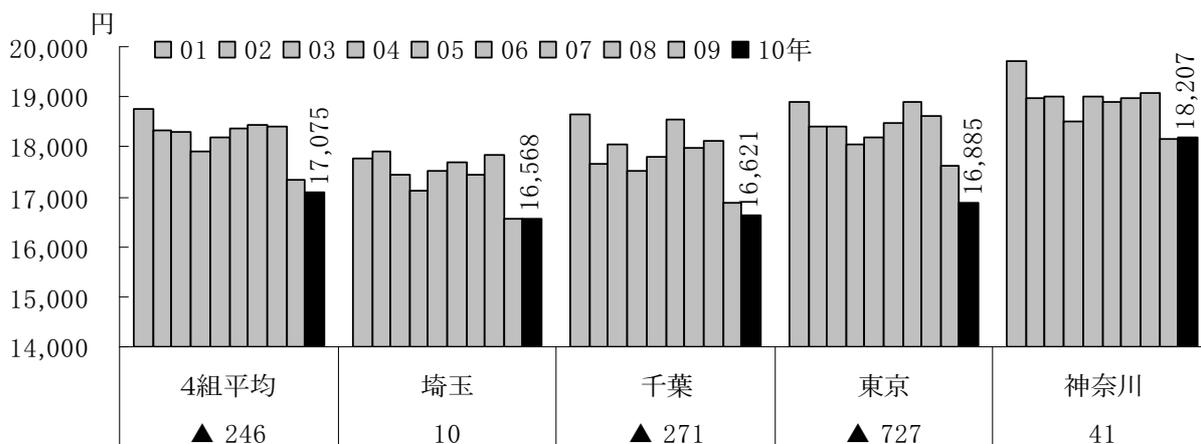
2010年の4組合平均の「常用」賃金は15,341円、「手間請・材料持ち」賃金は17,075円、組合別の「常用」賃金は埼玉14,230円、千葉15,488円、東京15,732円、神奈川15,936円、「手間請・材料持ち」賃金は埼玉16,568円、千葉16,621円、東京16,885円、神奈川18,207円であった。

図表2 常用賃金(25~64歳、平均)の推移



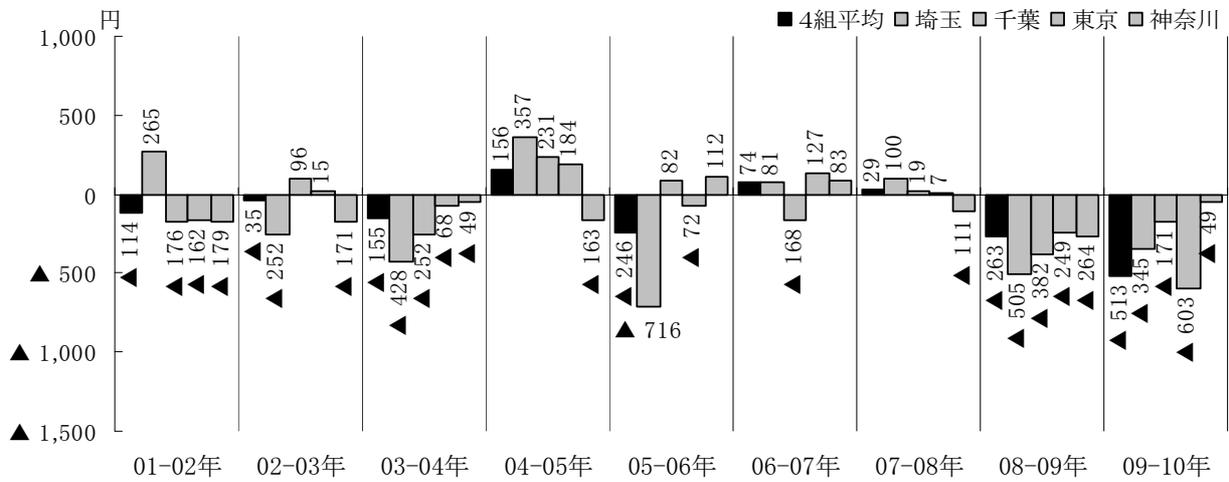
注：組合名の下に数字(例：「4組合合計」の下に「▲513」)は09-10年の増減額(円)。

図表3 手間請・材料持ち賃金(25~64歳、平均)の推移

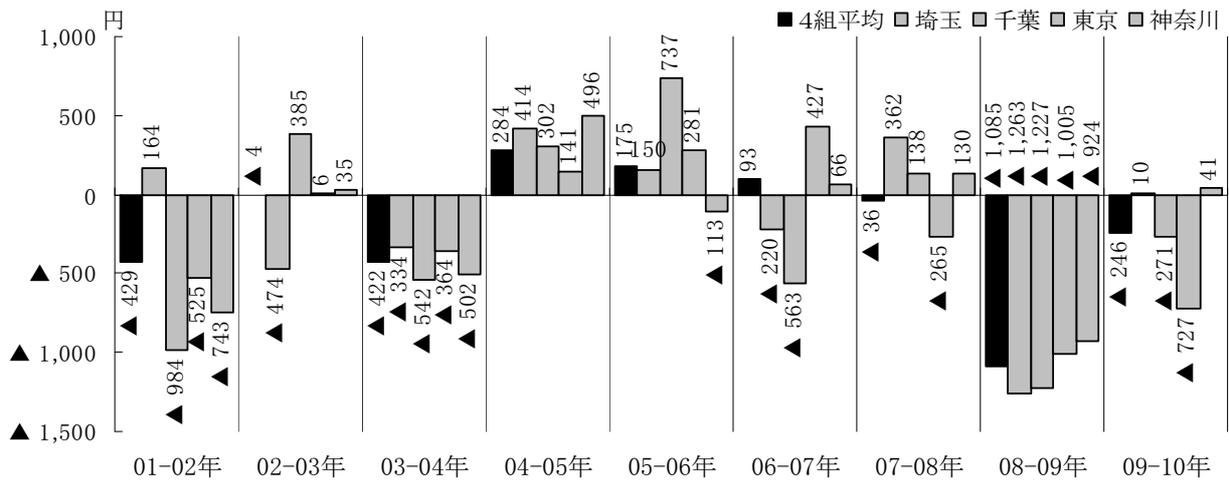


注：図表2に同じ。

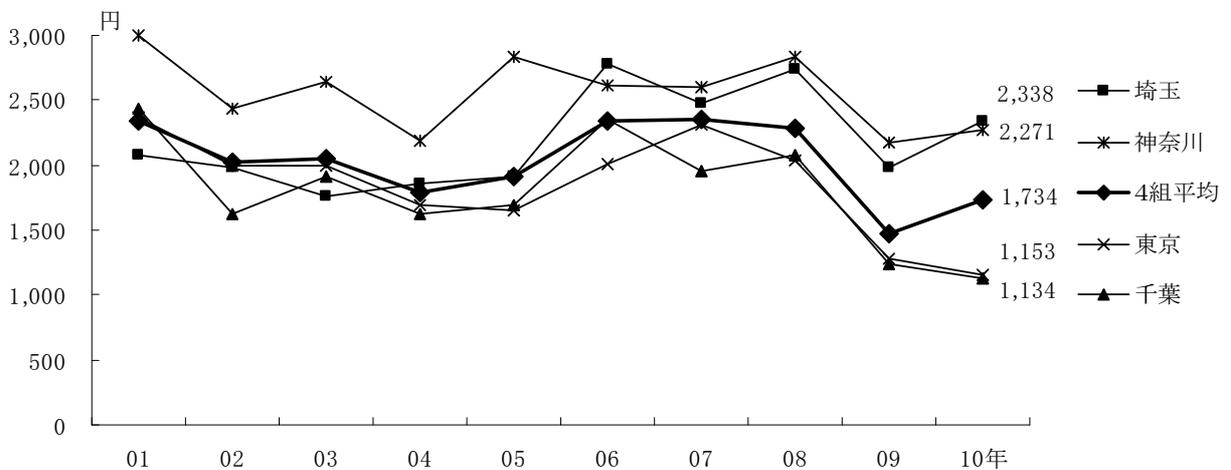
図表4 常用賃金（25～64歳、平均）の増減額



図表5 手間請・材料持ち賃金（25～64歳、平均）の増減額



図表6 常用と手間請・材料持ちの賃金の差の推移



この十年間、「常用」「手間請・材料持ち」とともに下落しているが、なかでも「手間請・材料持ち」の下落幅が大きく(01-10年:「常用」▲593円・▲3.7%、「手間請・材料持ち」▲2,151円・▲11.2%)、建設労働者の賃金は水準の高い請負賃金が引き下げられる下で平準化している。請負(「手間請・材料持ち」)の下落は、世界的な金融危機および日本で建設不況が深刻になった08-09年がとくに顕著で、4組合平均かつ各組合とも千円前後も下落した(図表4、5)。もともと09-10年は賃金水準の低い「常用」が「手間請・材料持ち」の下落幅を上回り(「常用」▲513円、「手間請・材料持ち」▲246円)、全体の水準はより引き下がった。

組合別では、「常用」「手間請・材料持ち」とともに東京の下落幅が大きく(09-10年:「常用」▲603円、「手間請・材料持ち」▲727円)、首都圏全体の賃金水準を引き下げることとなった。東京都内での受注競争の激化を反映しているのだろう。

4組合平均の「常用」と「手間請・材料持ち」の差は、09年に比べると若干拡大したものの01年よりは縮小しており、低い水準の下で収斂していつている(図表6)。

2) 仕事先別賃金

ゼネコンと住宅メーカーの賃金が低迷

丁場(仕事先)別で比較的に低いのは「常用」は住宅メーカー、「手間請・材料持ち」はゼネコンである(図表7)。また、それらの現場の賃金は大きく下落している(図表8)。さらに、それらの賃金の下落の影響をうけてか、比較的に安定的な町場の賃金や、比較的に賃金水準の高いリフォームの現場の賃金も低下している。

住宅メーカーやゼネコンが、低賃金の建設労働者を収奪し続けることで利益確保していく構造をかえていかなければならない。そのためには、資本傘下の現場の賃金引き上げと、「一人親方化」による重層下請化を解消しなければならず、産別労使交渉(全国、地域)への取り組みがますます求められる。

4組合平均の「常用」の場合、平均15,341円を上回ったのは、「リフォーム会社・リニューアル会社等」16,167円、「施主から直接請」16,160円、「不動産建売会社」16,091円、「町場の大工・工務店」15,821円であった。他方、「大手ゼネコン」15,303円、「その他の元請」15,039円、「大手住宅メーカー」15,031円、「地元(中小)ゼネコン」14,887円、「地元(中小)住宅メーカー」14,340円は平均を下回った。

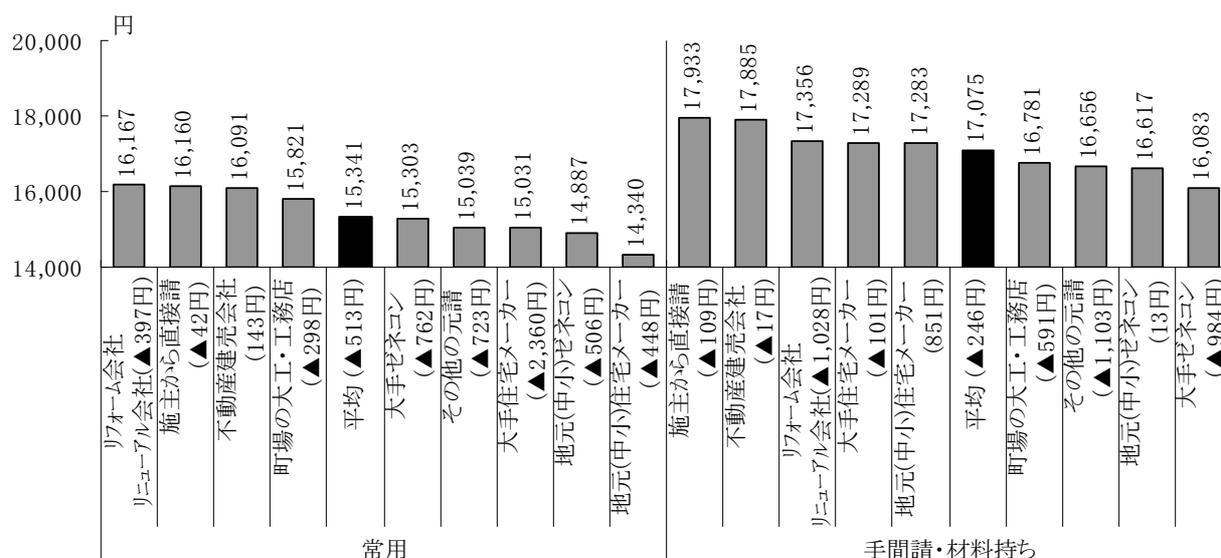
「手間請・材料持ち」の場合、平均17,075円を上回ったのは、「施主からの直接請」17,933円、「不動産建売会社」17,885円、「リフォーム会社・リニューアル会社等」17,356円、「大手住宅メーカー」17,289円、「地元(中小)住宅メーカー」17,283円であった。他方、「町場の大工・工務店」16,781円、「その他の元請」16,656円、「地元(中小)ゼネコン」16,617円、「大手ゼネコン」16,083円は平均を下回った。

深刻な建設不況をむかえる直前の2007年と2010年の賃金を比べると、ほぼ全ての現場の賃金が下落しているが、とくにゼネコンの下落幅が大きい(図表8、9、10)。この4年間で千円~2千円前後も減少した。「常用」の「地元(中小)ゼネコン」▲1,221円(減少率▲7.6%)、「大手ゼネコン」▲927円(同5.7%)、「手間請・材料持ち」の「地元(中小)ゼネコン」▲1,894円(減少率▲10.2%)、「大手ゼネコン」▲2,302円(同12.5%)であった。また、「常用」は住宅メーカーの下落も比較的に大きく、大手と地元(中小)ともに800円超も下がった(大手▲864円、地元(中小)

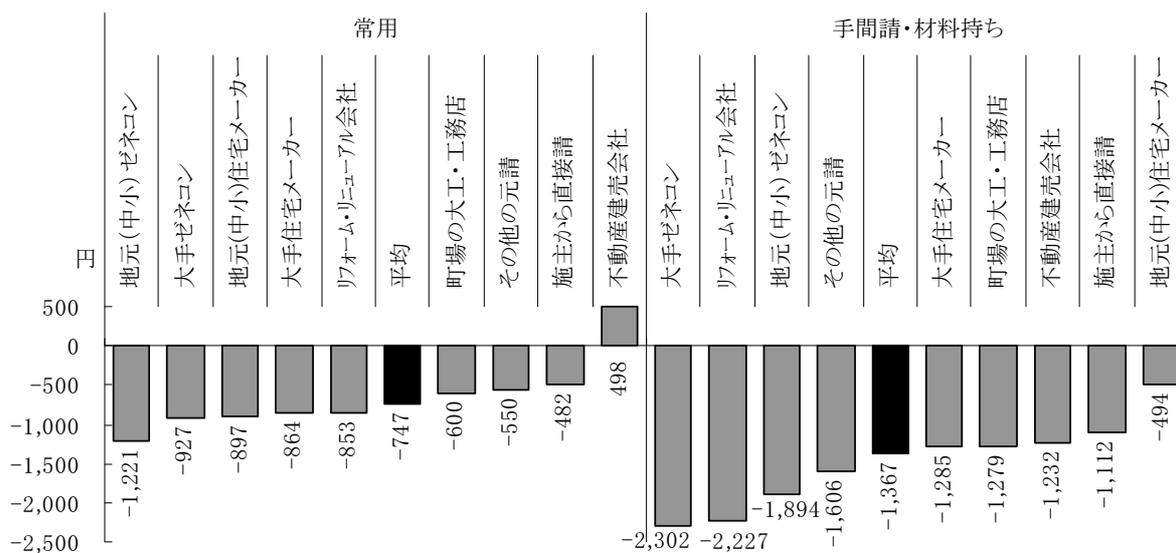
▲897円)。

このようなゼネコンや住宅メーカーの賃金の下落の影響をうけてか、比較的に安定的な町場の賃金や、比較的賃金水準の高い「リフォーム会社・リニューアル会社等」も下落し、2007年以降、建設労働者の賃金は大きく低下した(07-10年の減少額・減少率:「町場の大工・工務店」の「手間請・材料持ち」▲1,279円・▲7.1%、「リフォーム会社・リニューアル会社等」の「常用」▲853円・▲5.0%、「リフォーム会社・リニューアル会社等」の「手間請・材料持ち」▲2,227円・▲11.4%)。

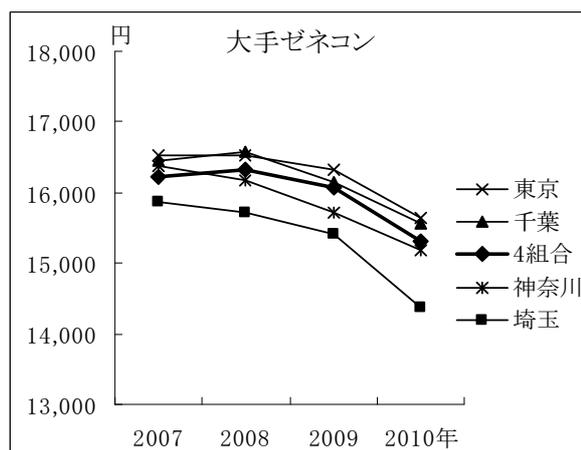
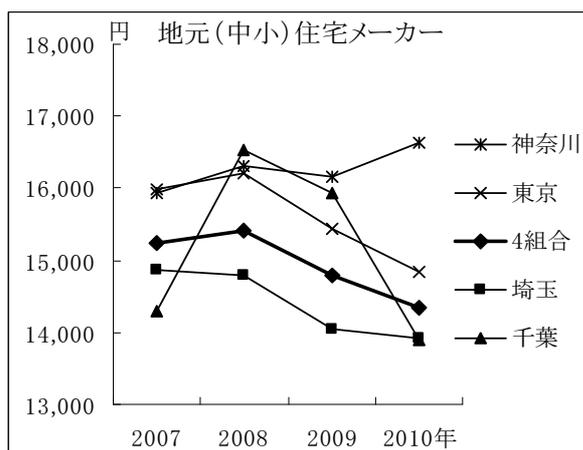
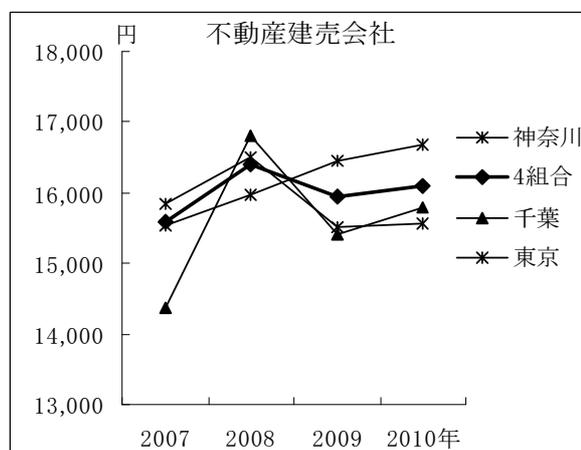
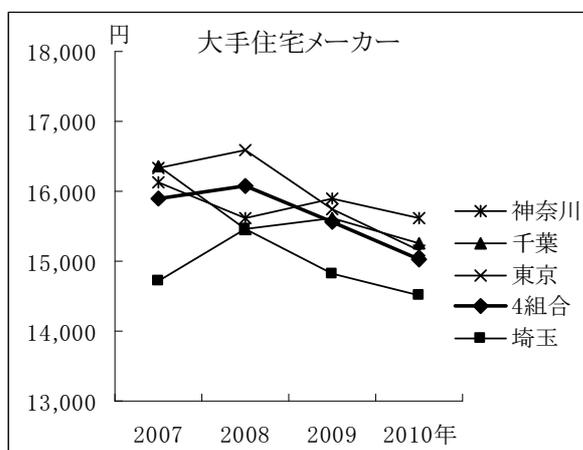
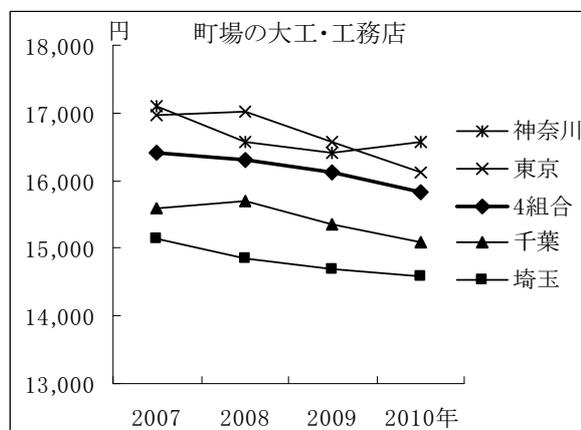
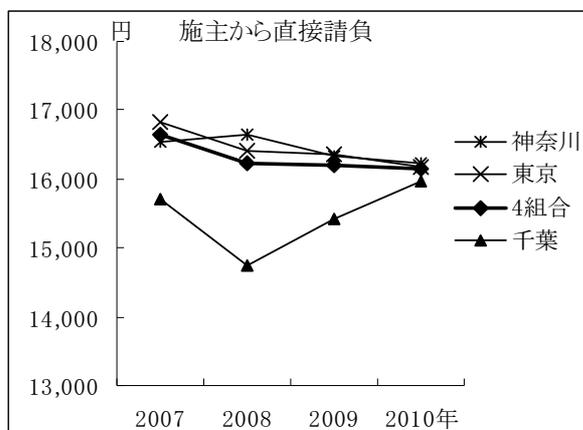
図表7 丁場(仕事先)別の賃金(4組合平均・2010年)

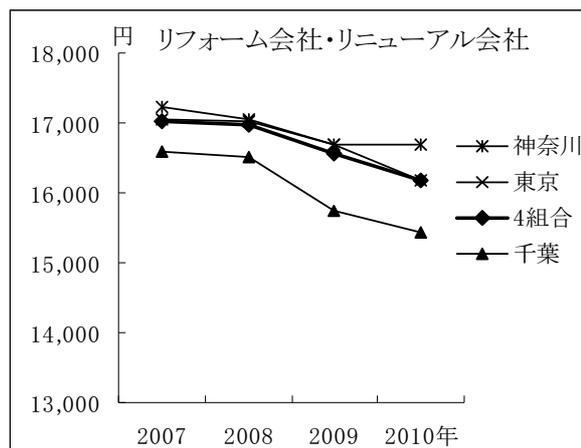
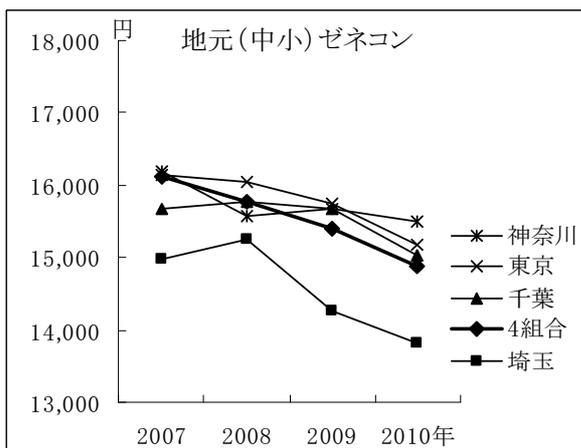


図表8 丁場(仕事先)別の賃金の増減額(4組合平均・2007年-2010年)

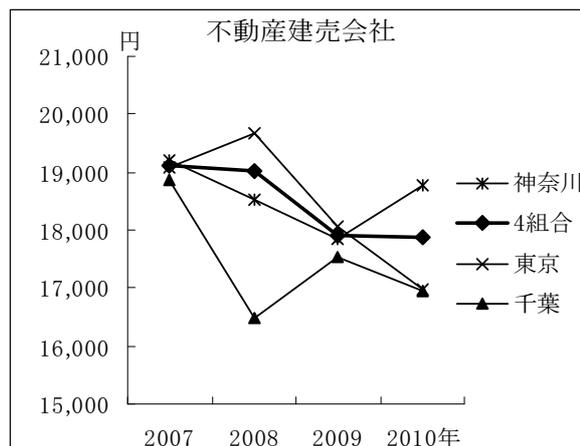
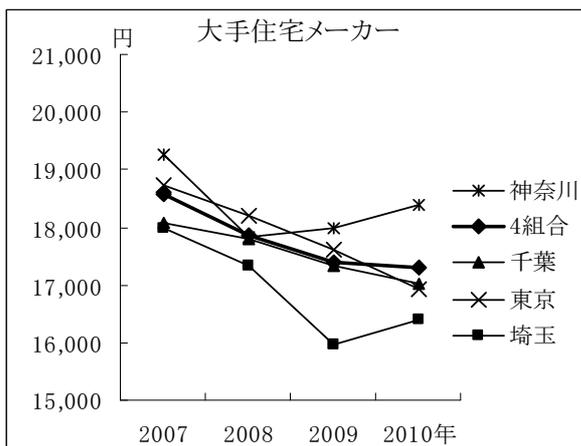
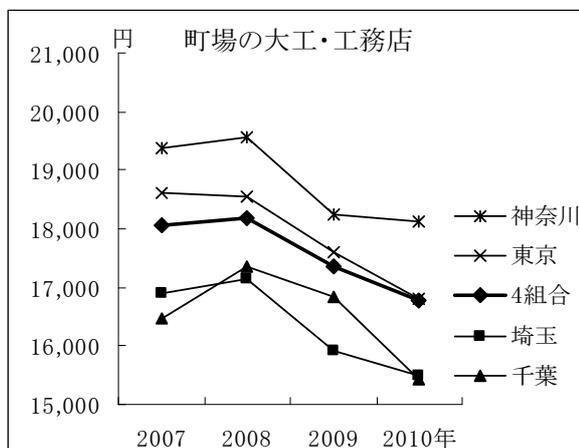
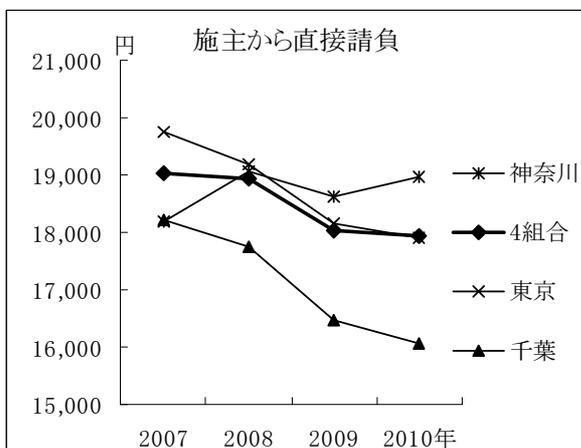


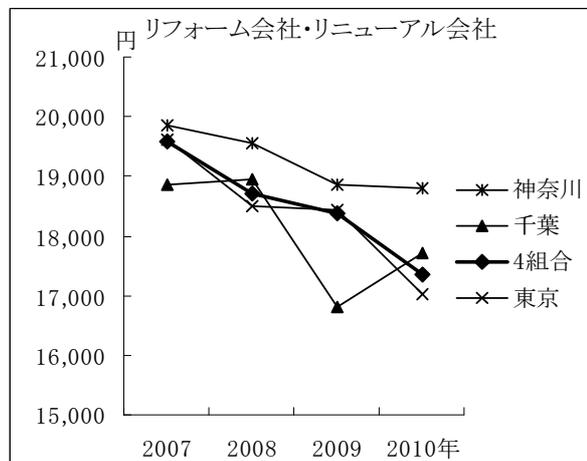
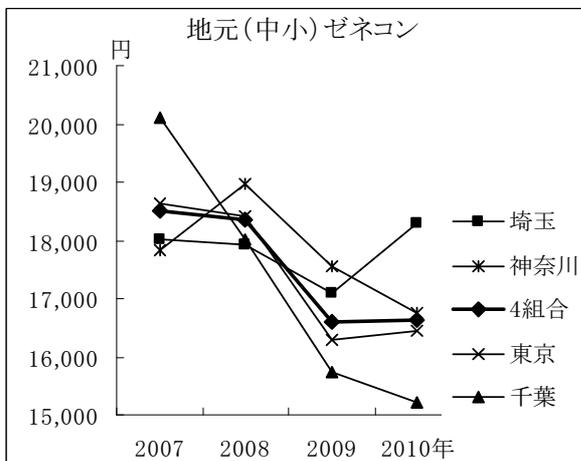
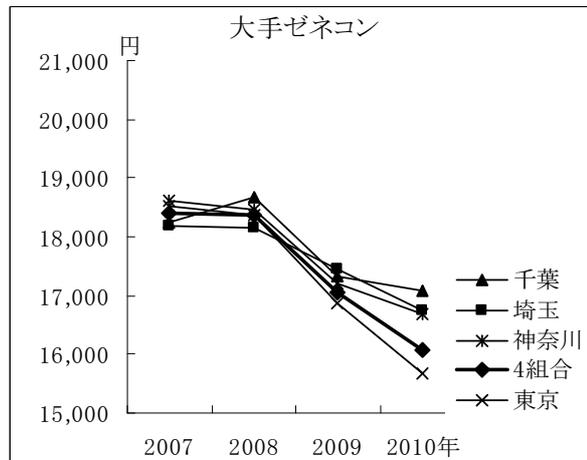
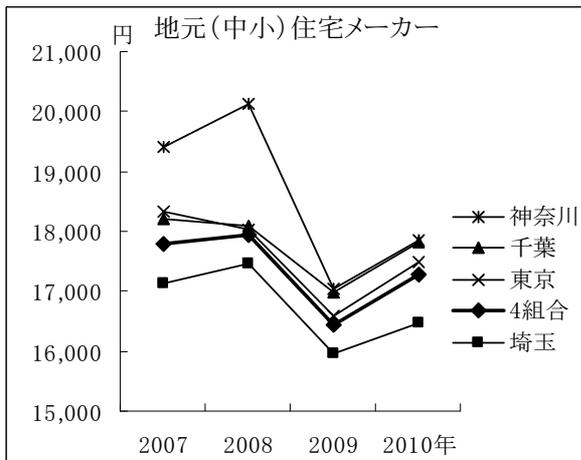
図表9 丁場別、常用賃金の推移（2007年～2010年）





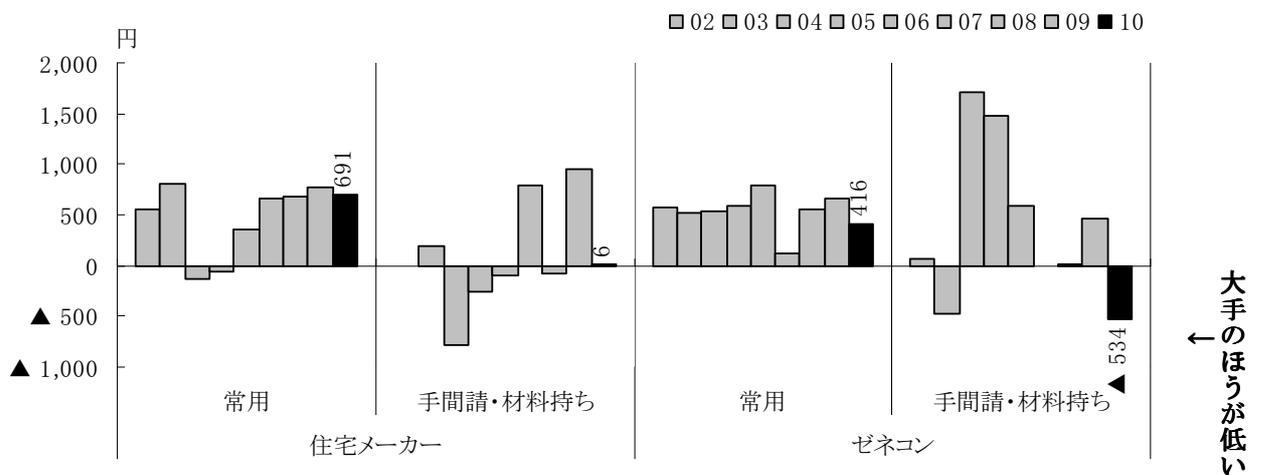
図表 10 丁場別、手間請・材料持ち賃金の推移 (2007年～2010年)





ゼネコンの従事者の賃金は中小（地元）のほうが高い

図表 11 「住宅メーカー」「ゼネコン」従事者の「大手」「中小（地元）」の日給の差



住宅メーカーおよびゼネコンに従事する労働者の日給を大手と地元（中小）で比較した場合、大手の下落幅（09・10年▲984円）が大きかったゼネコンの「手間請・材料持ち」のみ、大手が地元（中小）を下回った（図表11）。

大手と地元（中小）の差は、住宅メーカーの場合「常用」691円、「手間請・材料持ち」が6円、ゼネコンの場合は「常用」が416円（以上大手が高い）、「手間請・材料持ち」が534円（大手が低い）であった。

3) 民間公共別賃金

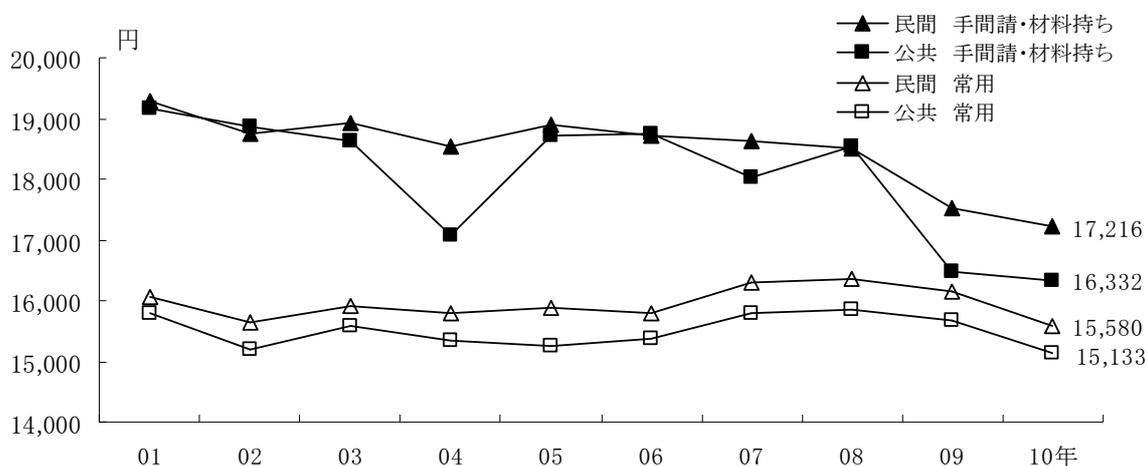
公共工事の受注競争のしわ寄せが賃金に

ここ数年、4組合平均と4組合とも公共が民間をたいてい下回っており、首都圏全体の公共現場の賃金水準の底上げにむけて、首都圏各自治体で公契約条例を制定することは必須である。また、労働者保護を念頭においた発注者（行政機関）の元請・下請業者への監督体制の強化や、市場の賃金調査（事業所回答）から生計費をベースにした設計労務単価作りへの転換が求められる。

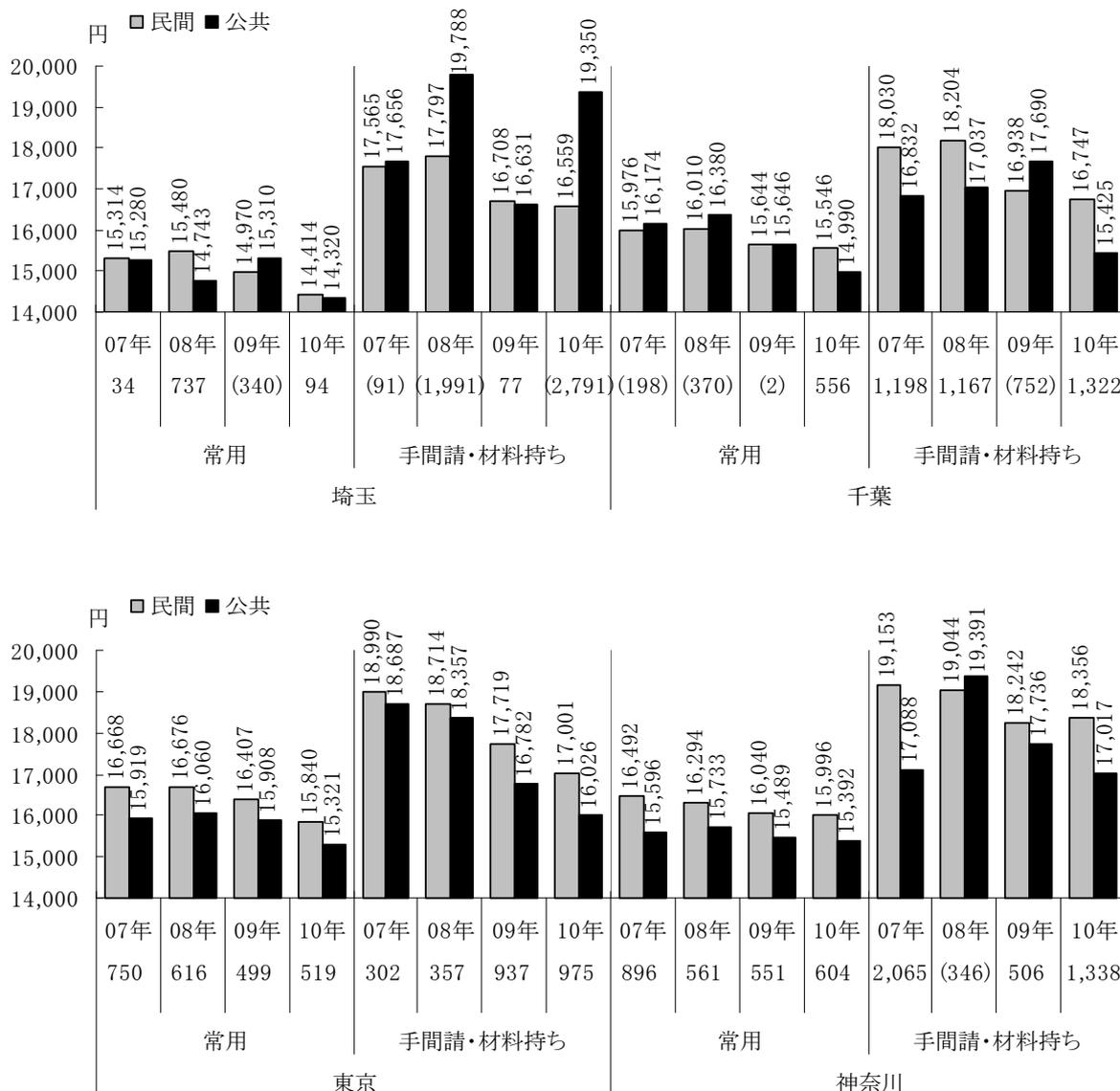
また、公共の現場は丁場（仕事先）別ではゼネコンの現場に相当するので（ただし、まったくイコールではない）、公契約条例の制定とともに、ゼネコンの現場の賃金を引き上げることも求められる。産別労使交渉（全国、地域）への取り組みがますます重要になってきている。

2010年の「常用」民間は15,580円、公共は15,133円（447円の差）、「手間請・材料持ち」は民間17,216円、公共16,332円（884円の差）であった（図表12）。各組合の賃金をみても、大方は公共が民間を下回っていた（図表13）。

図表12 民間・公共別、常用賃金（4組合平均）



図表 13 組合別、民間・公共別の 1 日あたり常用賃金



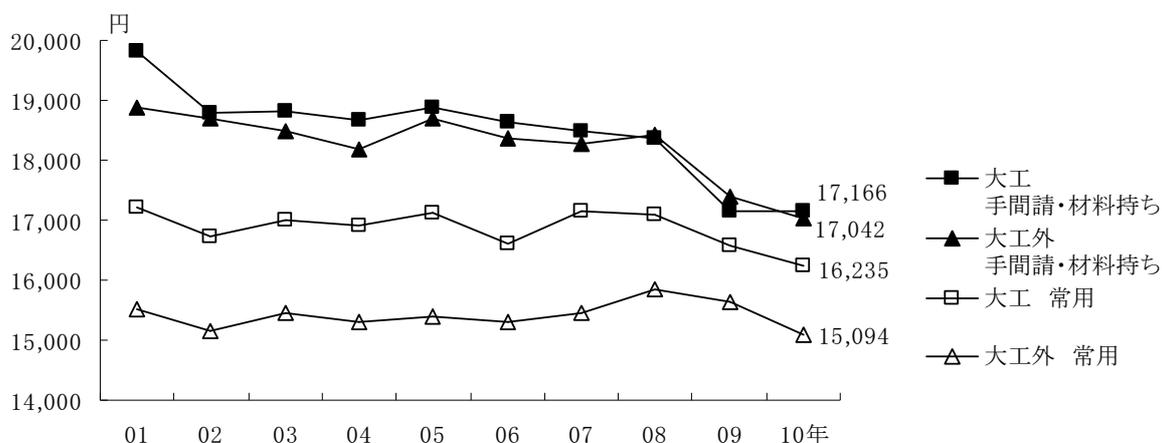
注：各組合の西暦の下の数字（例：「埼玉」の「常用」「07年」下の「34」）は各年の民間と公共の差。公共が民間を上回っている場合は（ ）で記してある（例：「埼玉」の「常用」「09年」下の「(340)」は、公共が民間を 340 円上回っている）。

3) 職種別賃金（大工・大工以外）

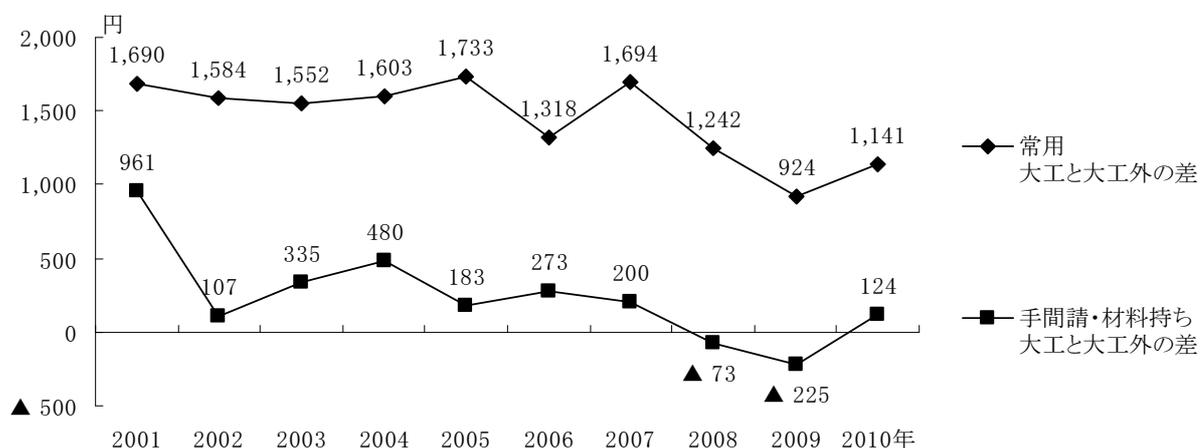
4 組合平均の大工と大工以外の賃金は、大工が大工外をほぼ上回りながら、この十年で両者の差は縮小した（図表 14、図表 15）。建築施工の現地組み立て・部品設置方式が一般的になるに従い、大工の賃金が上昇する趨勢にはなかったこと、他方で、大工以外の賃金が微増の傾向にあったことが要因である。

2010 年の 4 組合平均の大工と大工以外の賃金は、「常用」は大工 16,235 円（09-10 年▲335 円）、大工外 15,094 円（同▲552 円）、「手間請・材料持ち」は大工 17,166 円（同 9 円増）、大工外 17,042 円（同▲340 円）、いずれも大工が大工外を上回った。

図表 14 大工・大工外別、1日あたりの賃金の推移（4組合平均）



図表 15 大工・大工外の1日あたりの賃金の差の推移（4組合平均）



「常用」「手間請・材料持ち」の大工と大工外の差を比較すると、2001年以降一貫して「常用」の差のほうが大きい。「常用」の大工は大工以外を千円超上回っており、賃金低下にあるとはいえ、技能技術水準（熟練の度合い）による大工の優位性が維持されているのだろう。他方、「手間請・材料持ち」の大工は大工以外を約百円上回る程度で、両者の賃金はさほどかわらない。請負単価は市場での取引価格であり、総価契約の下でコスト削減を推進する産業政策や企業戦略を反映した建設市場の動向をうけて低い水準に収斂している。

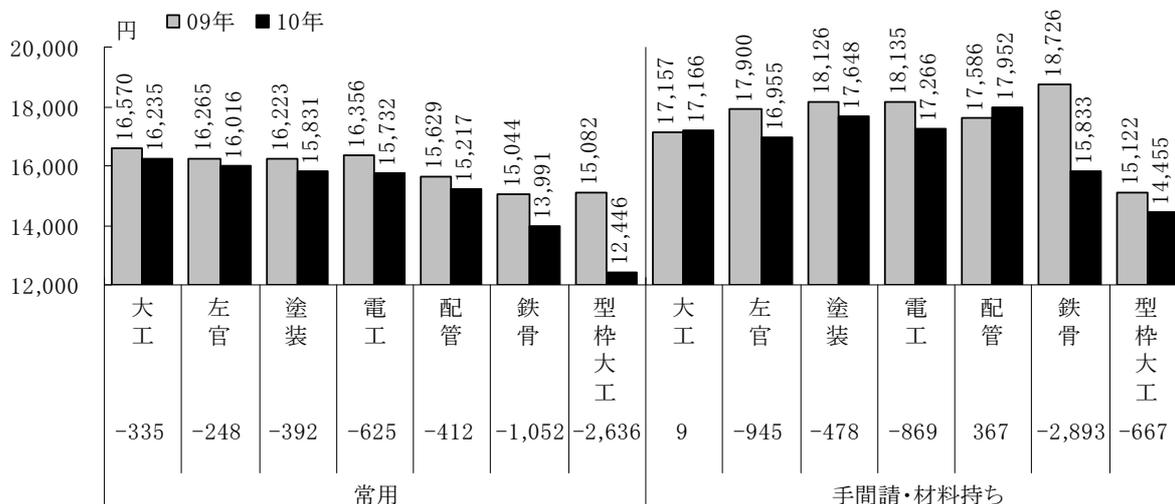
4組合平均の主な職種別（7職種）賃金をみると、2010年は「常用」「手間請・材料持ち」とともに鉄骨と型枠大工の賃金が低い（図表 17、18）。09-10年の下落幅が比較的に大きかったことによる。ただし、鉄骨と型枠大工の回答者が他の職種に比べて少なく（回答者が埼玉と神奈川のみ）、毎年の増減幅が大きくなる点を考慮しなければならない。

「常用」は2009年と同様に大工 16,235円が最も高く、次いで左官 16,016円、塗装 15,831円、電工 15,732円、配管 15,217円、鉄骨 13,991円、型枠大工 12,446円であった。「手間請・材料持ち」の場合、最も高いのは配管 17,952円、次に塗装 17,648円、電工 17,266円、大工 17,166円、左官 16,955円、鉄骨 15,833円、型枠大工 14,455円であった。「手間請・材料持ち」の大工の水準

は、7職種でみても「常用」のように高くはない。

建設労働需給調査結果（国土交通省）によると、建築の型枠工は2010年5月・6月は労働者過剰の状況にあり、賃金下落の要因となっている。

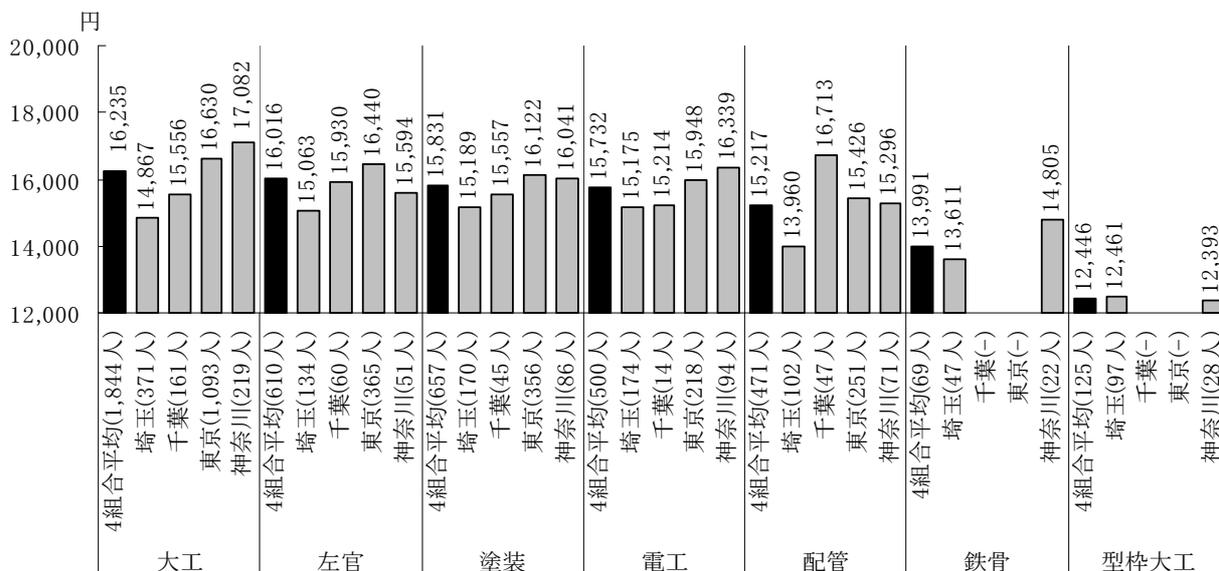
図表 16 主な職種別 1日あたりの賃金（2009年・2010年）



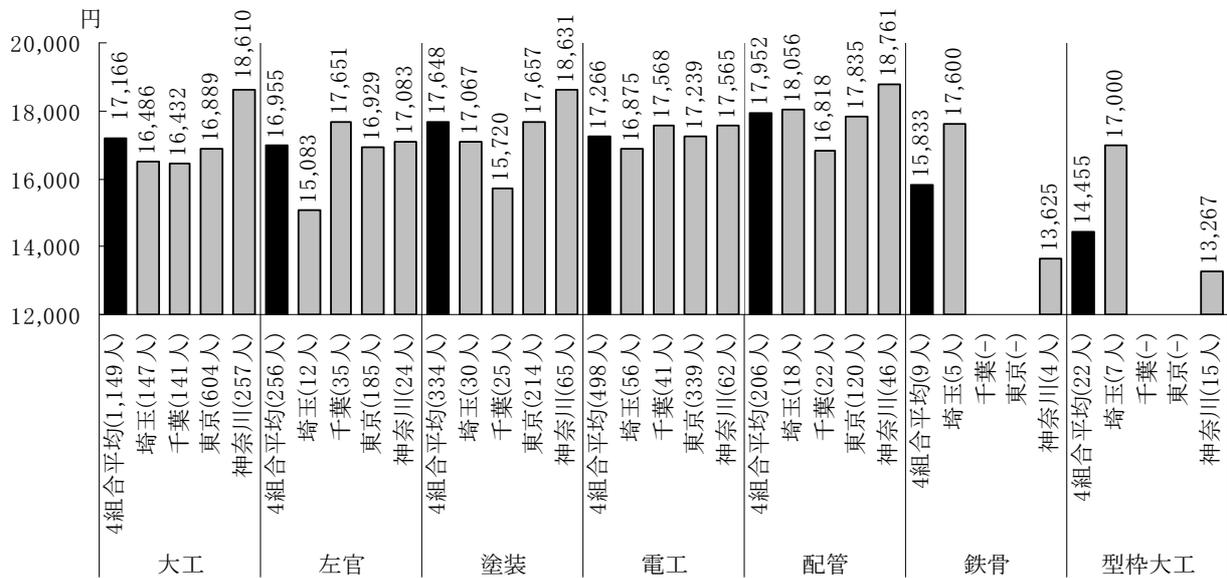
注：職種の下に数字(例：「大工」の下に「-335」)は09-10年の増減額(円)。

図表 17 主な職種別、組合別の1日あたりの賃金（2010年）

常用



手間請・材料持ち



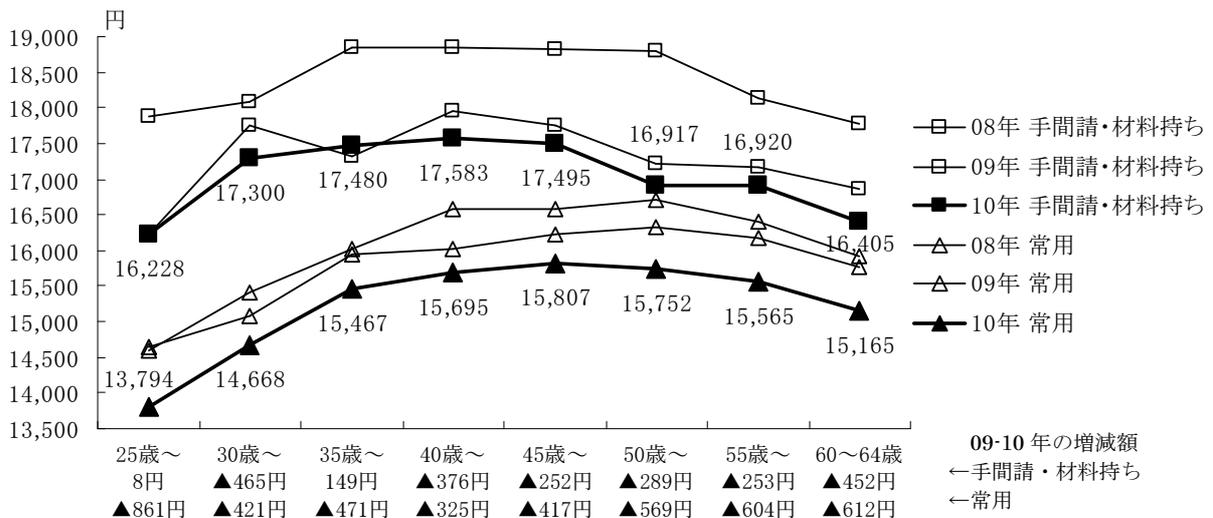
注：組合名に続く()内の数字（例：「常用」の「大工」の「4組合平均（1,844人）」の「1,844人」）は回答者数。

4) 年齢別賃金

年齢別最高最低の賃金格差（日給）がわずかに2,000～1,300円程度

2010年の「常用」賃金の年齢別のピークは09年より一階層若くなり、賃金上昇の幅はますます小さくなっている。賃金水準をけん引してきた中堅層の賃金の下落は、建設労働者の賃金水準を低下させることになるため、加齢による生計費の上昇や技能程度や熟練度をふまえた賃金体系にかえていく必要がある。

図表 18 年齢別、1日あたりの平均賃金（4組合平均）



注：グラフ中のマーカー周辺の数字は10年の「常用」「手間請・材料持ち」賃金。
 年齢の下の数字の上段は「手間請・材料持ち」の、下段は「常用」の09-10年の増減額。

「常用」の最高は45～49歳の15,807円、最も低いのは25歳～29歳の13,794円、「手間請・材料持ち」の最高は40歳～44歳の17,583円、最も低いのは25歳～29歳の16,228円であった(図表18)。最高最低差は「常用」2,013円、「手間請・材料持ち」1,355円、最高/最低は「常用」1.15倍、「手間請・材料持ち」は1.08倍にすぎなかった。

09-10年は「常用」の50歳以上の下落幅が大きく(50～54歳▲569円、55～59歳▲604円、60～64歳▲612円)、ピークの階層が09年の50～54歳から10年は45～49歳となった。40歳台、50歳台は一般的に生活費がかさむことから、この層での生活悪化が懸念される。

5) 自己負担

負担が大きいのはガソリン・燃料代

図表19 1ヶ月に自己負担している金額(2010年)
(3組合の回答者平均・降順)

単位：円

常用		手間請・材料持ち	
ガソリン・燃料代	16,656	釘・金物代	23,818
電車・バス代	10,997	ガソリン・燃料代	21,049
釘・金物代	10,796	現場の駐車場代	12,718
現場の駐車場代	10,586	高速料金	11,367
高速料金	9,231	電車・バス代	10,676
作業・安全用品	7,083	作業・安全用品	7,266

仕事にかかわる自己負担経費について、埼玉ではアンケートの設問にないので、東京、千葉、神奈川の3組合で見えていくこととする。

自己負担項目としては、「作業・安全用品」「高速料金」「電車・バス代」「ガソリン・燃料代」「現場の駐車場代」「釘・金物代」に分けた(神奈川は「釘・金物代」の項目はなし)。これら以外のは(消耗材料代、工具・道具代、機械リース代や、社会保険料の事業主負担分や一人親方労災保険料など)、本調査では除外している。

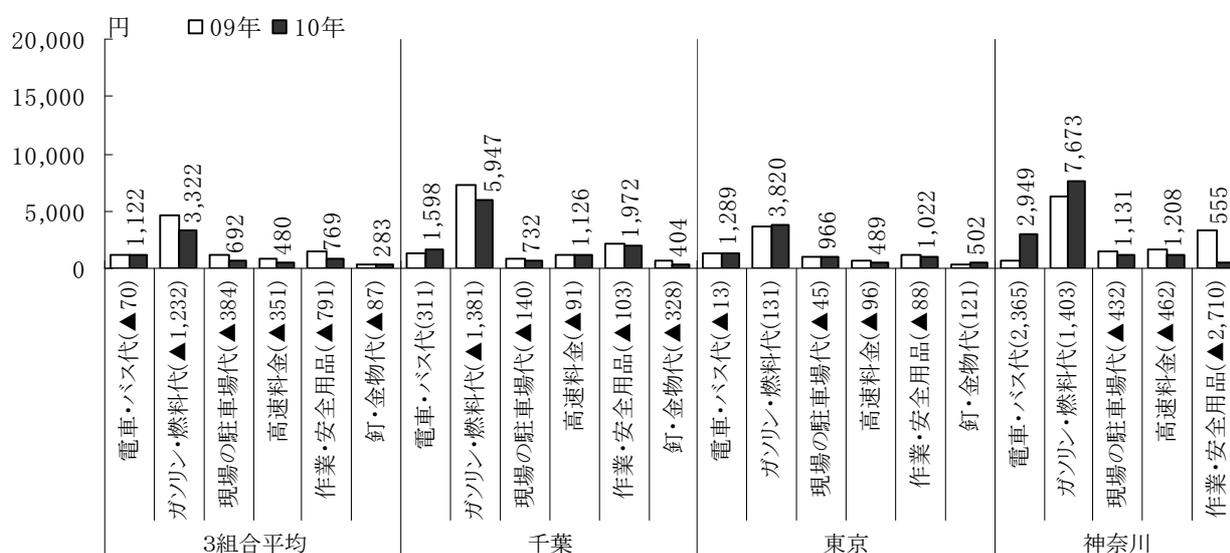
各項目すべてにおいて回答があり、建設労働者は本来負担しなくてよいものを自己負担していることがわかる。雇用主・事業主がこれらの経費を労働者・一人親方に転嫁しなくてもすむように、発注者や業者間においては材料費や経費や、人件費を明確にし、社会保険などを別枠で支給する契約形態にかえていく必要がある。

「常用」と「手間請・材料持ち」のうち回答した人の項目別の月平均は、図表19の通りである(3組合平均)。09-10年は「常用」「手間請・材料持ち」ともに、釘・金物代とガソリン・燃料代の負担が増加している。

項目別にみると、「常用」はガソリン・燃料代16,656円(08年に比べて580円増)が最も大きく、次いで電車・バス代10,997円(▲1,155円)、釘・金物代10,796円(798円増)、現場の駐車場代10,586円(▲2,128円)、高速料金代9,231円(▲2,862円)、作業・安全用品代7,083円(▲1,237円)であった。「手間請・材料持ち」は釘・金物代23,818円(08年に比べて493円増)が最も大きく、ガソリン・燃料代21,049円(217円増)、現場の駐車場代12,718円(▲1,086円)、高速料金代11,367円(▲703円)、電車・バス代10,676円(▲405円)、作業・安全用品代7,266円(▲1,876円)であった。

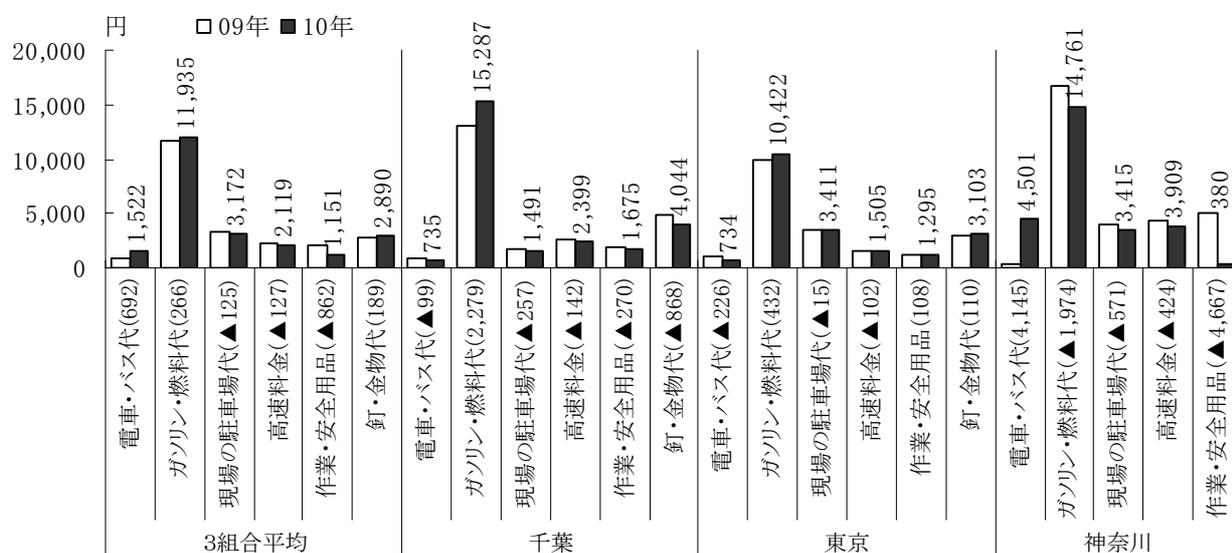
加重平均による項目別月平均をみると、3組合の「常用」「手間請・材料持ち」いずれもガソリン・燃料代の負担が最も大きい(図表20,21)。一日あたりの加重平均(6項目合計)を3組合平均で見ると、「常用」は325円(対賃金2.1%)、「手間請・材料持ち」は1,133円(同6.6%)、平均賃金マイナス自己負担額は、「常用」は15,016円、「手間請・材料もち」は15,943円であった(図表22)。

図表 20 「常用」労働者の1ヶ月当たりの項目別自己負担額（加重平均）



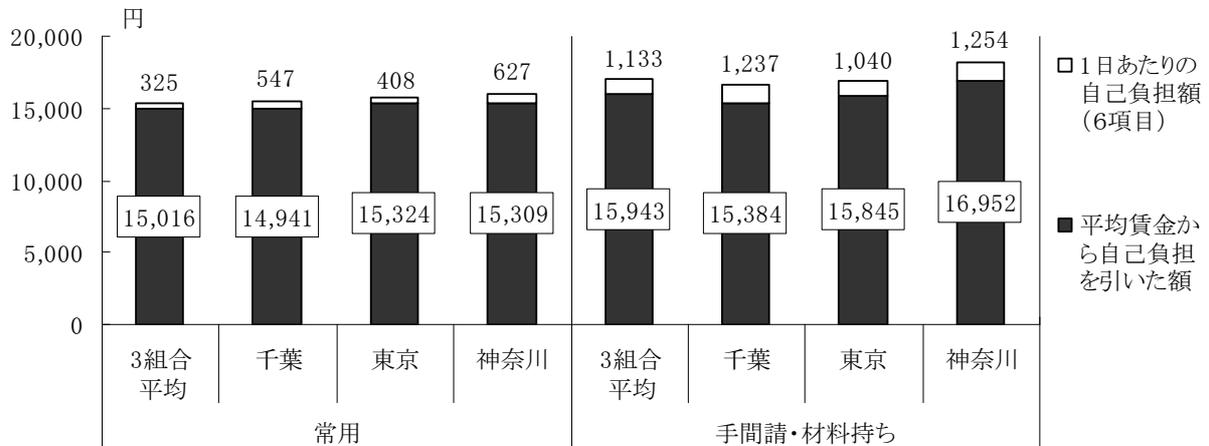
注：項目名の () 内の数字（例：「3 組合平均」の「電車・バス代 (▲70)」の「▲70」) は 09-10 年の増減額 (円)。

図表 21 「手間請・材料持ち」労働者の1ヶ月当たりの自己負担（加重平均）



注：図表 20 に同じ。

図表 22 1日あたりの自己負担（加重平均）を除く平均賃金（2010年）



注：棒中の数字は「平均賃金から自己負担を引いた額」、棒外側の数字は6項目の足し合わせた「1日あたりの自己負担額」。

6) 製造業労働者の賃金との差

製造業労働者に比較して月給で12万円～27万円も低い

労働者の「常用」月給を、各都県の製造業（厚生労働省：09年賃金構造基本調査・企業規模計・男子労働者）の月収と比較すると、各都県とも組合員の賃金の方が12～27万円ほど低い。日給月給の不安定性を解消し、月単位での安定的な賃金が求められる。

図表 23 「常用」賃金と各都県の製造業男子労働者の賃金

単位：円・%

	組合員 2009年結果				組合員 2010年結果			
	「常用」 組合員 2009年	製造業 男子 2008年	差	比率	「常用」 組合員 2010年	製造業 男子 2009年	差	比率
	a	b	b-a	a/b*100	a	b	b-a	a/b*100
埼玉	314,362	448,150	▲ 133,788	70.1%	299,837	421,933	▲ 122,097	71.1%
千葉	328,444	481,175	▲ 152,731	68.3%	327,922	446,008	▲ 118,086	73.5%
東京	314,481	587,342	▲ 272,861	53.5%	301,738	572,108	▲ 270,371	52.7%
神奈川	334,071	558,367	▲ 224,296	59.8%	337,727	487,600	▲ 149,873	69.3%

注：組合員の1ヶ月当たりの賃金は、常用賃金と労働日数ともに答えた回答者の集計結果。

東京は調査月5月で2010年の暦日平日18日、他の組合は調査月6月で暦日平日22日である。そのため、平均労働日数は埼玉21.3日、千葉21.5日、神奈川21.6日に比べて東京は19.8日と少なく、組合員の月あたり賃金も比較的到低い。

資料：厚生労働省「賃金構造基本調査」各年版。

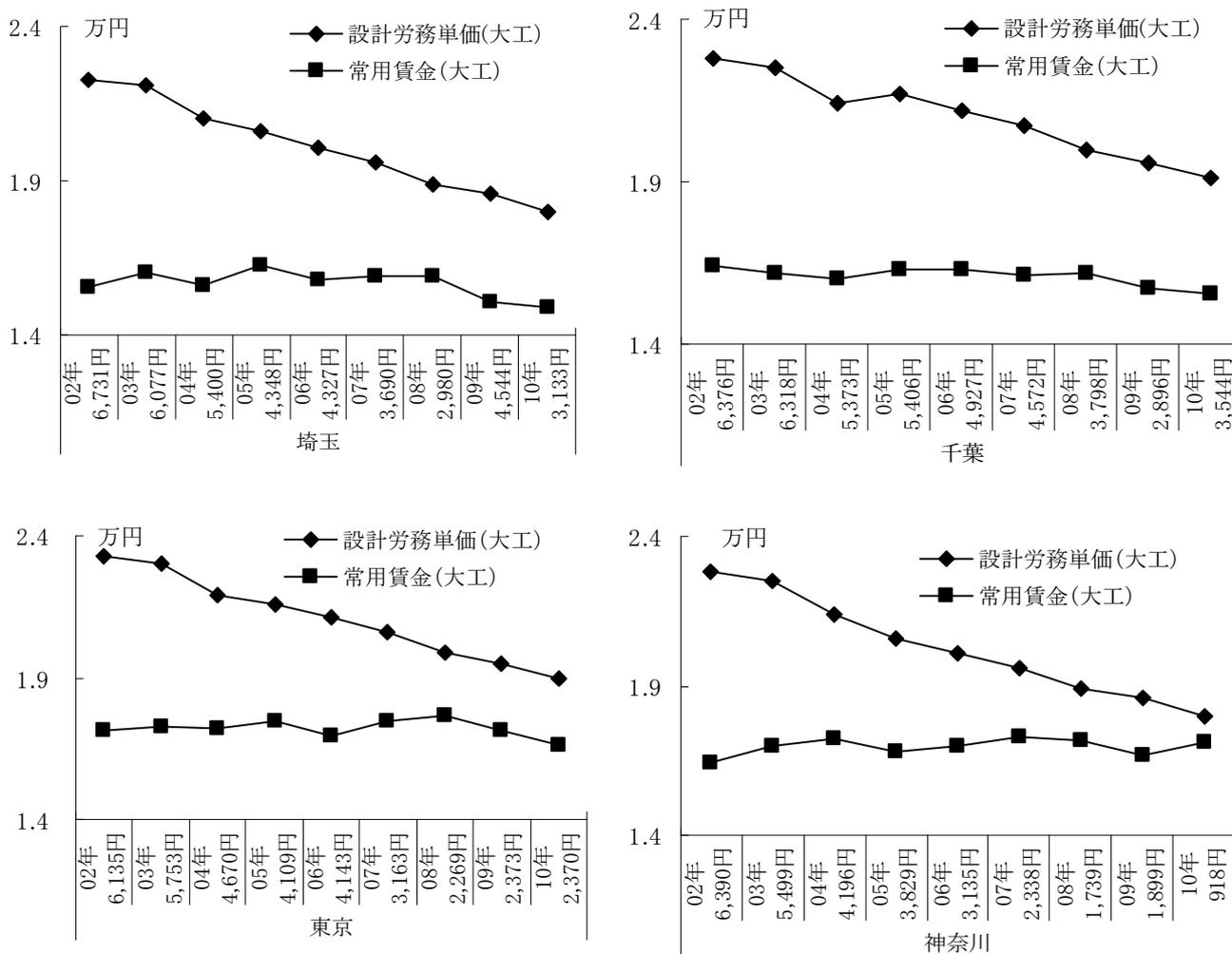
埼玉は組合員299,837円に対し製造業421,933円と組合員が122,097円少ない。千葉は組合員327,922円に対し製造業446,008円と組合員が118,086円少ない。東京は組合員301,738円に対し製造業572,108円と組合員が270,371円少ない。神奈川は組合員337,727円に対し製造業487,600円と組合員が149,873円少ない。特に東京では製造業労働者の52.7%の賃金水準となっている（図表23）。

7) 設計労務単価との差

公共工事設計労務単価と常用賃金の格差は縮小

今回の調査による大工職の「常用」賃金を各都県別に公共工事設計労務単価と比較してみると、2001年には設計労務単価が6,000円～7,000円ほど上回っていたが、2010年は918円～3,544円にまで縮小した（図表24）。市場の賃金調査（事業所回答）に依拠する設計労務単価づくりを抜本的にかえていかなければならない。

図表24 組合別、大工の「常用」賃金と大工・設計労務単価の推移



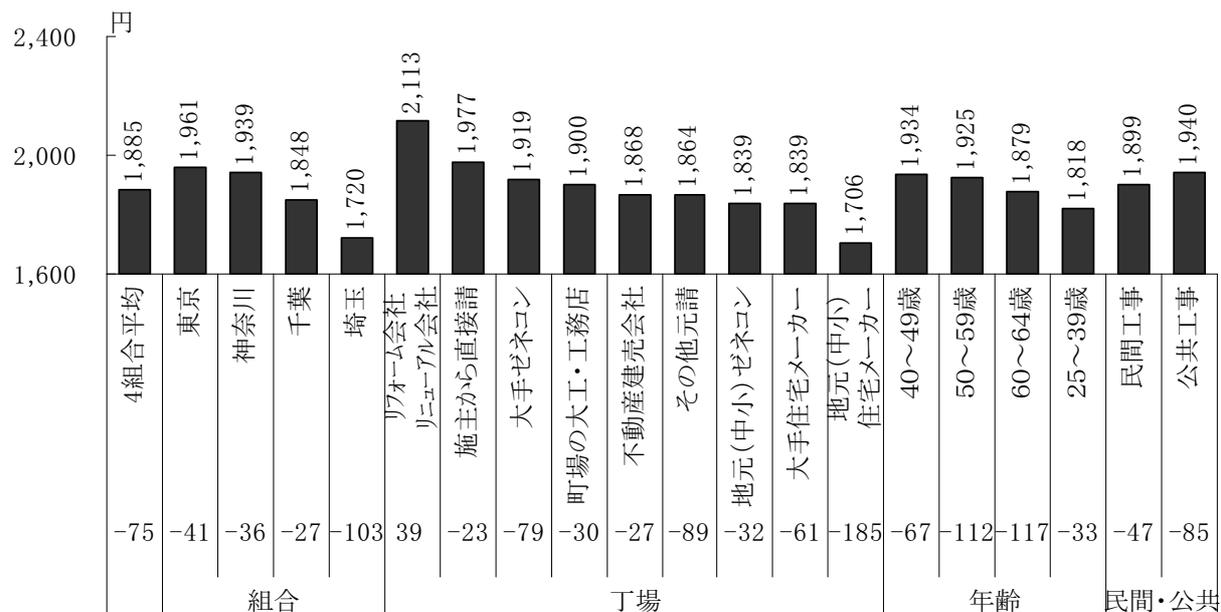
注：西暦とともに書いてある金額は、設計労務単価（大工）と常用賃金（大工）の差。

8) 1時間あたりの賃金

時間当たり賃金 「常用」1,885円 「手間請・材料持ち」2,083円

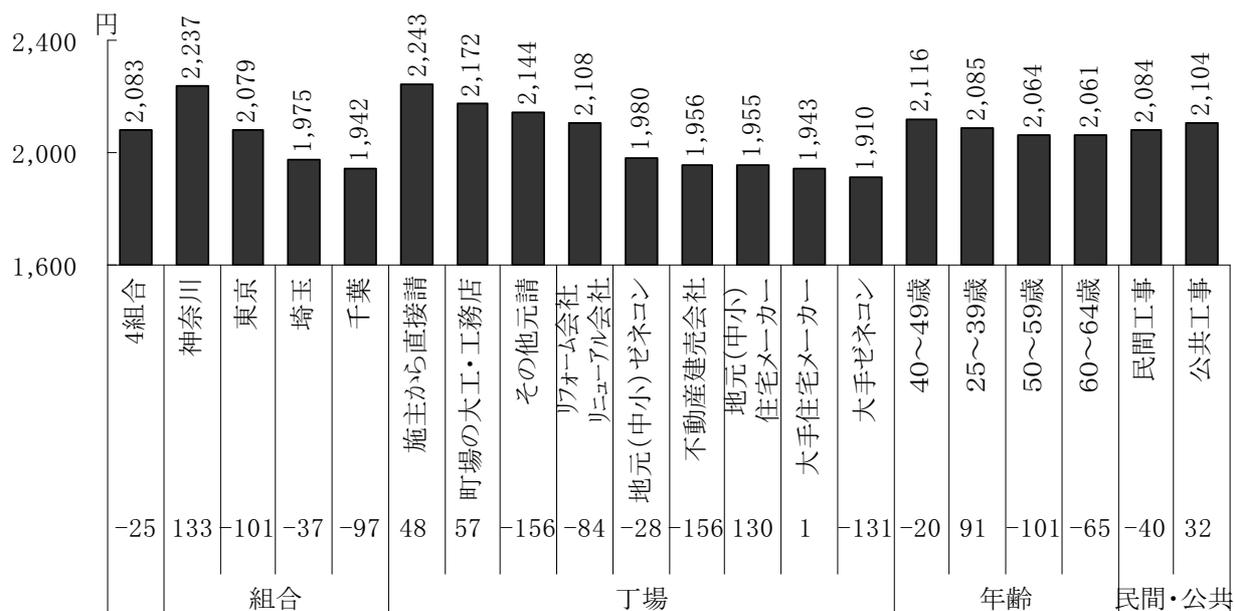
1時間あたりの賃金は、2009年に比べて、「常用」「手間請・材料持ち」とともに1日当りの賃金が下落し、労働時間が若干延びたので低下した。長時間労働を是正し、かつ1日あたりの賃金を引き上げて、8時間労働に基づく適正な賃金と工期設定が求められる。

図表 25 1時間あたりの常用賃金（各降順）（2010年）



注：各項目の下の数字は、09・10年の増減額（円）。

図表 26 1時間あたりの手間請・材料持ち賃金（各降順）（2010年）



注：図表 25 に同じ。

図表 27 1時間あたりの賃金換算（設計労務単価・常用）

単位：円

	1日あたり		1時間あたり			
	設計 労務 単価 大工	常用 賃金 大工 (a)	設計労務単価(大工)		常用賃金(大工)	
			単価10割 8時間 労働	単価8割 8時間 労働	概算 a÷b	全職種 平均労働 時間 (b)
埼玉	18,000	14,867	2,250	1,800	1,726	8.6
千葉	19,100	15,556	2,388	1,910	1,811	8.6
東京	19,000	16,630	2,375	1,900	1,956	8.5
神奈川	18,000	17,082	2,250	1,800	1,965	8.7

注：「常用賃金(大工)」の1時間あたりの「概算」を算出にあたって、集計の都合上、平均労働時間は「大工」のではなく「全職種」のを使っている。

4 組合平均の「常用」の時間当たり賃金は1,885円だった(図表25)。2009年に比べて1日当りの賃金が下落し、労働時間が若干伸びたので低下した(▲75円)(1時間当たり賃金の算出は、1日あたりの賃金と労働時間をともに回答した回答者の結果に基づく)。

組合別にみると、東京1,961円、神奈川1,939円、

千葉1,848円、埼玉1,720円(降順)で、4組合とも09-10年は減少している。1日あたりの賃金が最も高い神奈川は、1時間あたりに換算すると賃金水準は低下する。労働時間が他の組合に比べて若干長いことによる。

「手間請・材料持ち」の時間当たり賃金は2,083円で(図表26)、「常用」と同様に1日当りの賃金が下落し、労働時間が若干伸びたことで2009年を下回った(▲25円)。組合別では、神奈川2,237円が最も高く、次いで東京2,079円、埼玉1,975円、千葉1,942円であった。

「常用」の大工の1時間あたりの賃金を算出し、大工の設計労務単価を時間換算(単価を8時間で除)した金額と比べると、前者は設計労務単価10割の場合は下回るが、単価8割の場合は組合によっては上回る場所がある。算出にあたって、集計の都合上、大工の賃金は民間・公共の全現場の平均賃金を、労働時間は全職種の平均労働時間を使用している点に留意しなければならないが、先に指摘したように設計労務単価と実勢賃金の差が縮小している問題に加えて、労働時間を勘案した場合、設計労務単価の水準の引き上げは切実な課題である。

9) 1ヶ月あたりの賃金

平均月給 「常用」308,049円 「手間請・材料持ち」342,580円

1ヶ月あたりの賃金に関しても、2010年は「常用」「手間請・材料持ち」とともに低下し、30万円前半となった。2010年の労働日数は2009年をわずかに上回ったものの、1日あたりの賃金が減少したことによる(2009年と2010年の暦日による平日日数は同じ。5月は22日、6月は18日)。1日当たりの賃金水準の引き上げと適切な労働日数の確保、あるいは月給制への移行によって日給月給の不安定性を解消しなければならない。

「常用」の1ヶ月あたり賃金は308,049円、2009年に比べて▲10,788円ダウンした(図表28)。

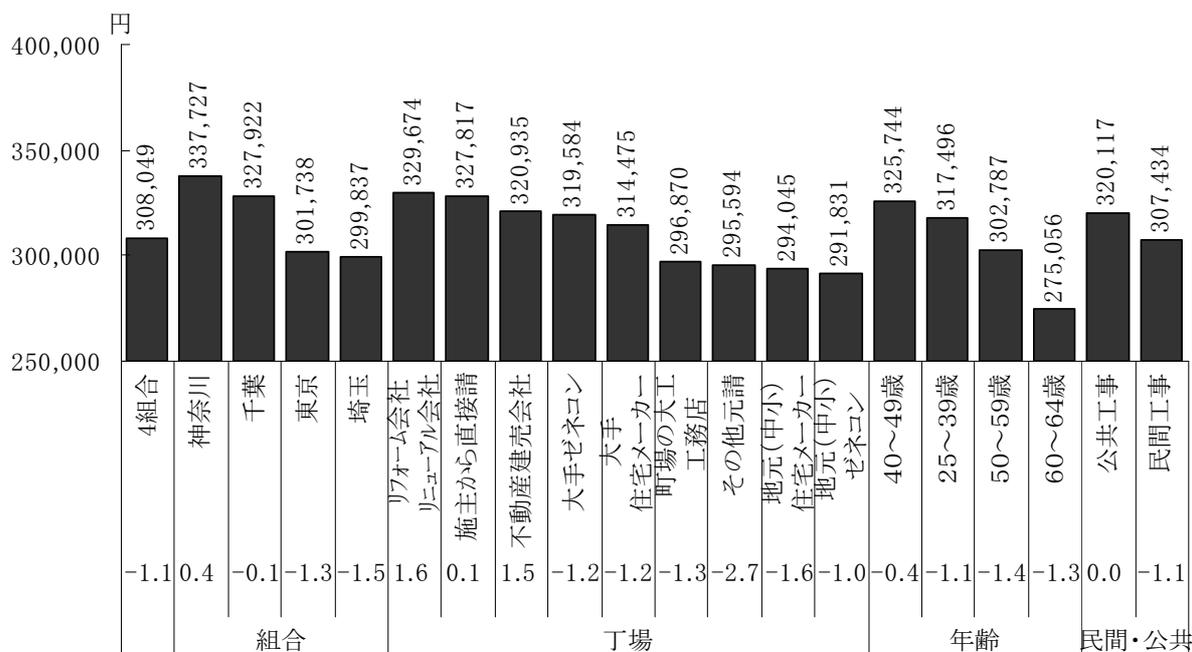
「常用」の下落幅は「手間請・材料持ち」より大きく、日給月給の不安定性は「常用」によりあらわれた。組合別にみると、神奈川337,727円(09年に比べて3,656円増)、千葉327,922円(同▲522円)、東京301,738円(同▲12,743円)、埼玉299,837円(同▲14,526円)であった(降順)。

「手間請・材料持ち」は342,580円、09-10年で▲1,951円下落した(図表29)。組合別にみると、神奈川391,962円(9,454円増)、千葉345,687円(▲9,026円)、埼玉343,294円(10,968円)、東京324,742円(▲13,761円)であった(降順)。

なお、東京は5月調査のため6月調査の他の組合に比べて暦日の平日数が少なく、それが影響し

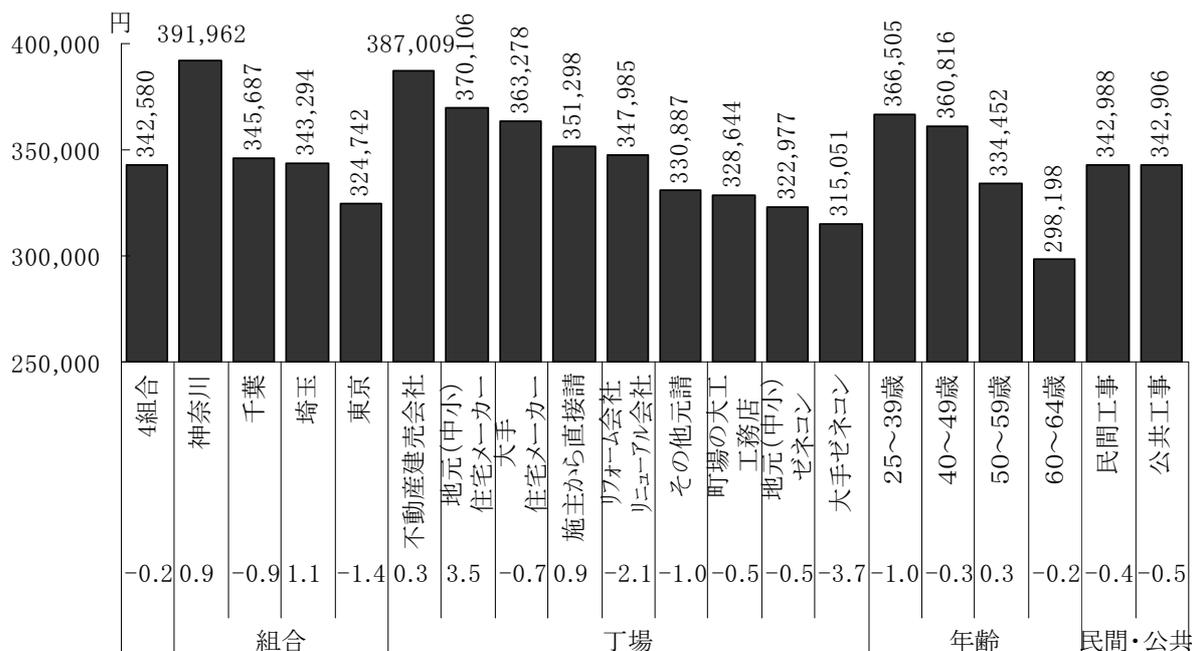
て平均労働日数が短く、一ヶ月あたり賃金が低い。そのうえ、東京は1日当たりの賃金の下落幅(09-10年)が大きかったため、なおさら低い金額であった。下落幅は「常用」「手間請・材料持ち」ともに1万円を超えた。

図表 28 1ヶ月あたり常用賃金(各降順)(2010年)



注：各項目の下の数字は、09-10年の増減額(万円)。

図表 29 1ヶ月あたり手間請・材料持ち賃金(各降順)(2010年)



注：図表 28 に同じ。

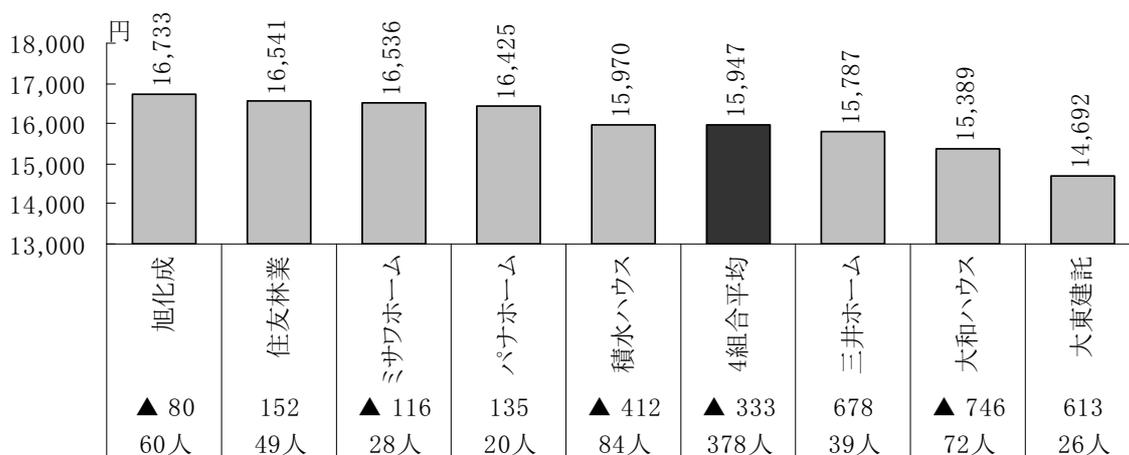
10) 大手住宅メーカーの賃金

4 組合平均 15,947 円 4 組合平均の賃金は 2007 年以降下落を続ける

「大手住宅メーカー」の現場で働く常用・手間請を合わせた 4 組合平均の賃金は、2007 年以降下落し続けて、2010 年は 15,947 円、2009 年に比べて▲333 円低下した。

住宅メーカー（8 社）別に高い順からみると、図表 30 の通りである。最も高いのは旭化成の 16,733 円、以下 1.6 円台が 3 社（住友林業、ミサワホーム、パナホーム）、1.5 万円台が 3 社（積水ハウス、三井ホーム、大和ハウス）、そして 1.4 万円台が 1 社（大東建託）であった。

図表 30 「住宅メーカー」従事者の企業別の賃金（日給）（降順）（2010 年）



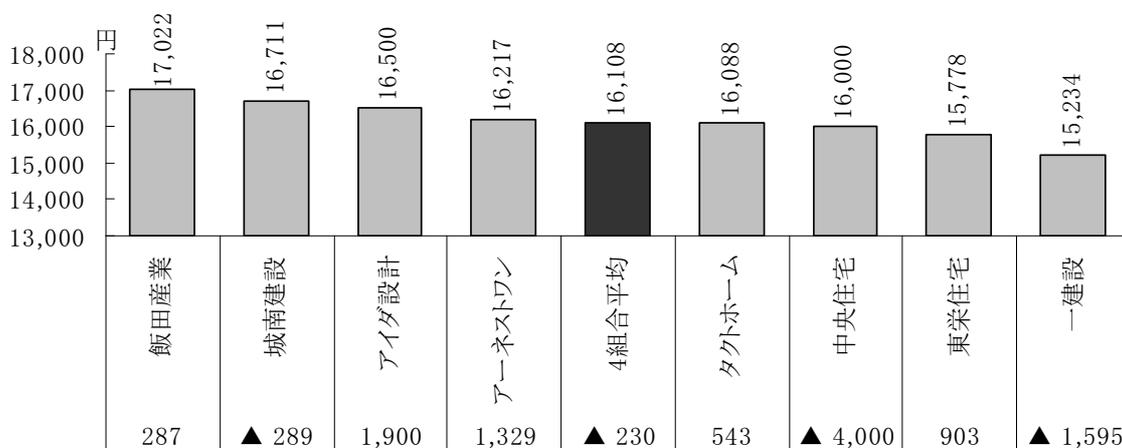
注：住宅メーカーの名称の下の数字は 09-10 年の増減額（円）、その下の数字は 10 年の回答者数。

10) パワービルダーの賃金

4 組合平均 16,108 円

2010 年の「パワービルダー」の現場で働く常用・手間請（全年齢）を合わせた平均賃金は 16,108 円、09-10 年で▲230 円低下した（図表 31）（回答数が少ないので参考までに記す）。

図表 31 「パワービルダー」従事者の企業別の賃金（日給）（降順）（2010 年）



注：パワービルダーの名称の下の数字は 09-10 年の増減額（円）。

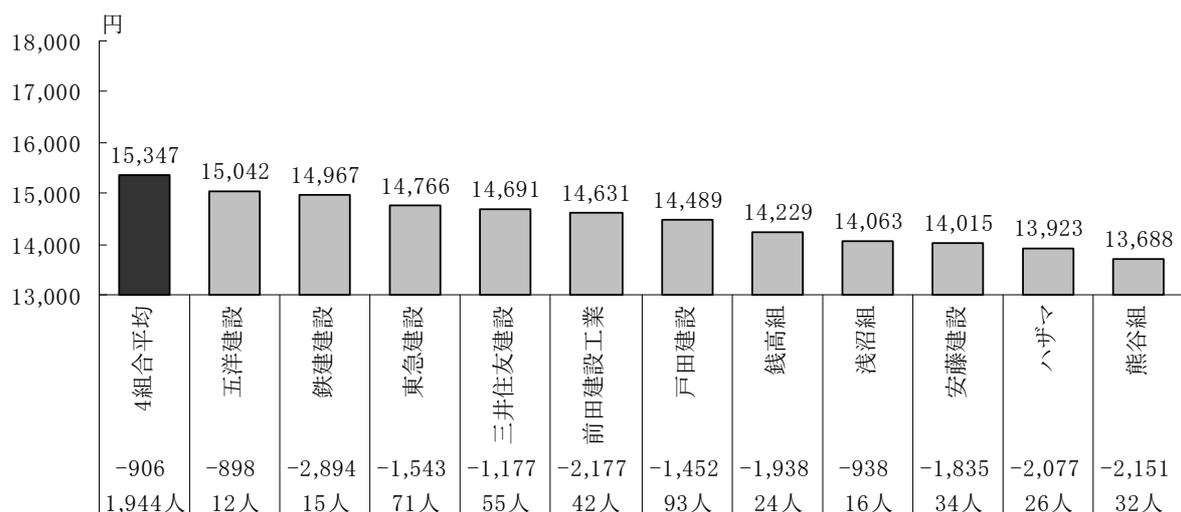
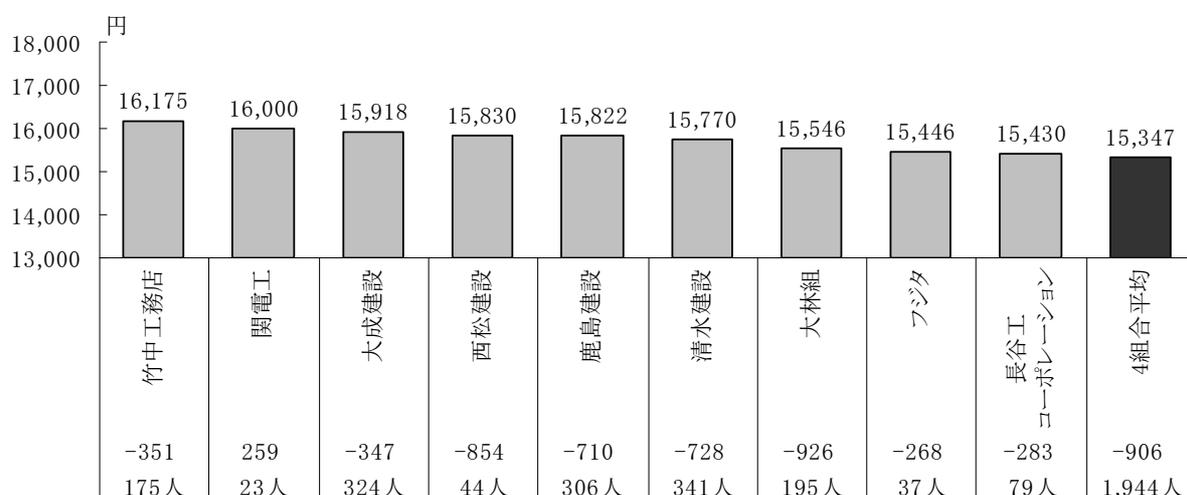
1.7万円台が1社（飯田産業）、1.6万円台が5社（城南建設、アイダ設計、アーネストワン、タクトホーム、中央住宅）、1.5万円台が2社（東栄住宅、一建設）であった。

11) 大手ゼネコンの賃金

4組合平均 15,347円 昨年より下落した企業は20社中19社

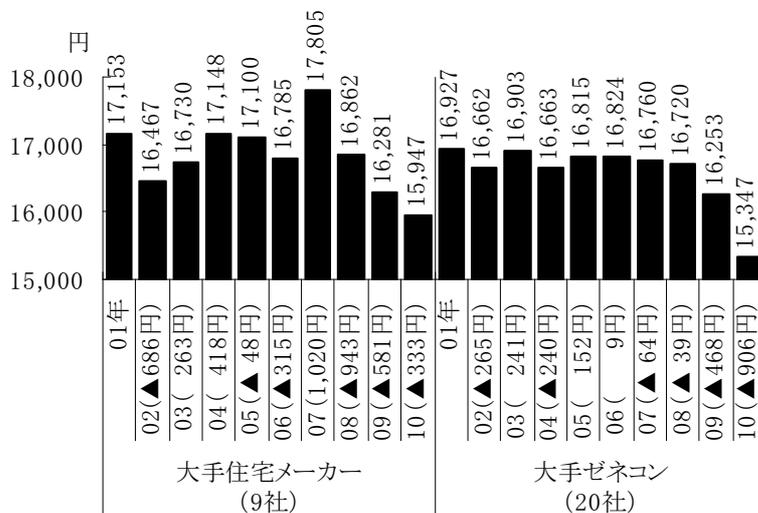
「大手ゼネコン」の現場で働く常用・手間請を合わせた4組合平均の賃金は、2006年以降下落し続けて、2010年は15,347円、2009年に比べて▲906円低下した（図表32）。昨年より下落した企業が20社中19社にもものぼったことによる。大手住宅メーカーの平均賃金より低く、09-10年の下落幅も大きい。先にも述べたが、建設労働者全体の賃金水準の底上げをはかるために、大手ゼネコンの現場の賃金の引き上げは喫緊の課題である。

図表32 「ゼネコン」従事者の企業別の賃金（日給）（降順）（2010年）



注：ゼネコンの名称の下の数字は09-10年の増減額（円）、その下の数字は10年の回答者数。

図表 33 「住宅メーカー」と「ゼネコン」の賃金の推移



注：棒の下の西暦の()の数字は、対前年増減額 (円)。

ゼネコン (20 社) 別に高い順からみると、竹中工務店が最も高かった (16,175 円)。スーパーゼネコン 5 社 (鹿島、竹中工務店、清水建設、大林組、大成建設) は、2009 年と同様にいずれも平均を上回っているが特段に高いわけではない。

大手住宅メーカーとゼネコンの平均賃金は、ここ数年はいずれも下落傾向にある。とくにゼネコンの 09-10 年の下落幅は、千円ちかくにものぼった。さらなる低賃金化をストップさせるために、産別労使交渉にもとづく賃金の取り決めがまたれる。

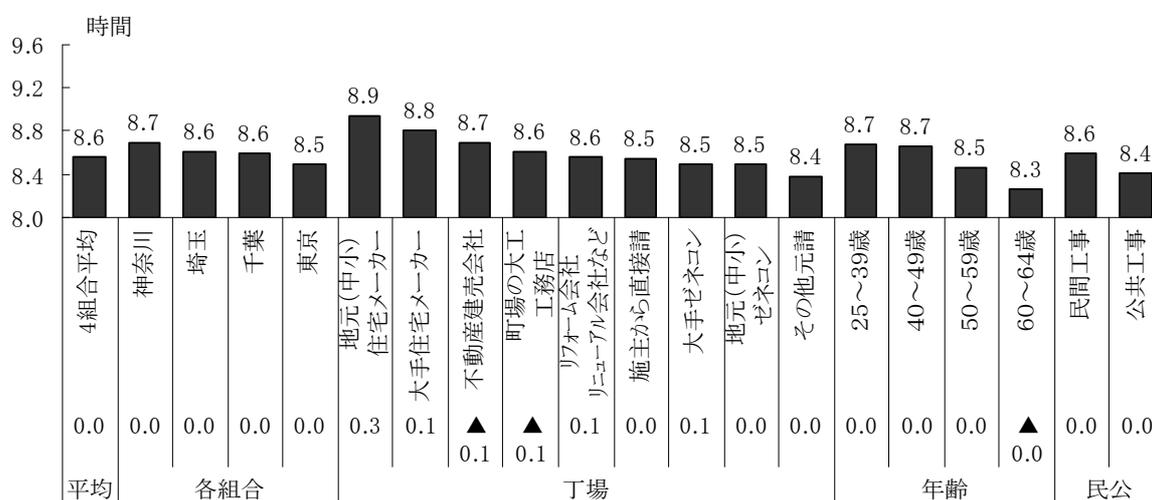
2. 首都圏4組合の労働時間

「常用」の平均労働時間は8.6時間、「手間請・材料持ち」は8.8時間

2010年の「常用」「手間請・材料持ち」の平均労働時間はともに8時間台で、休憩時間を除けば8時間以内に収まっているものと見られる。その中であって、コスト削減にとまなう単工期設定によってか、「手間請・材料持ち」の住宅現場（住宅メーカー、不動産建売会社の現場）や中堅層の労働時間は9時間を超えており、長時間労働の是正が求められる。

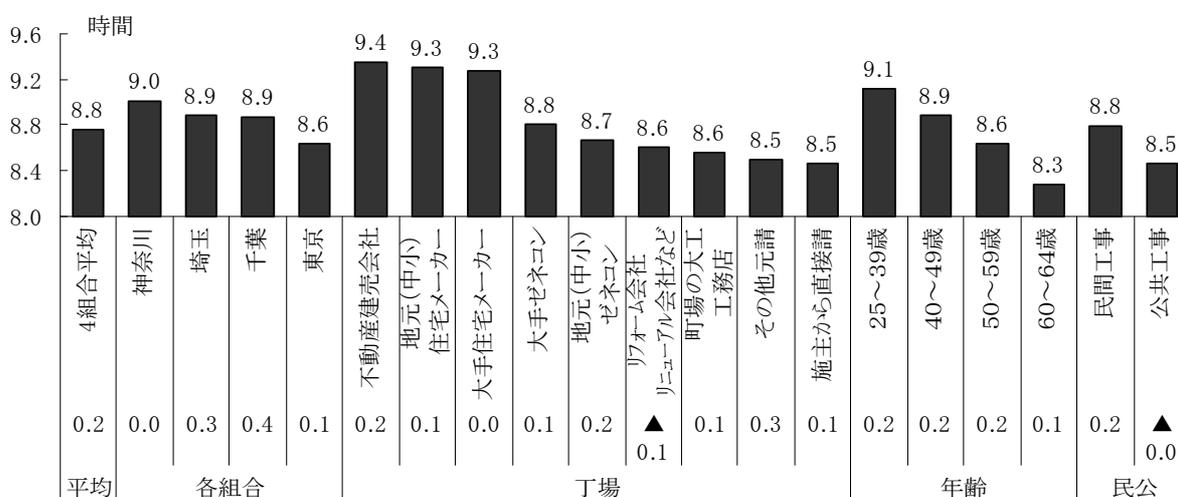
4組合平均の労働時間は「常用」が8.6時間、「手間請・材料持ち」が8.8時間であった（休憩時間を含む）（図表34、図表35）。2007年以降、大手住宅メーカー、地元（中小）住宅メーカー、不動産建売会社の現場、25～39歳、40～49歳の労働時間は、「常用」「手間請・材料持ち」ともに平均を超える状況が続いている。

図表34 「常用」労働者の労働時間（各降順）（2010年）



注：各項目名の下に数字は09-10年の増減数（時間）。

図表35 「手間請・材料持ち」労働者の労働時間（各降順）（2010年）



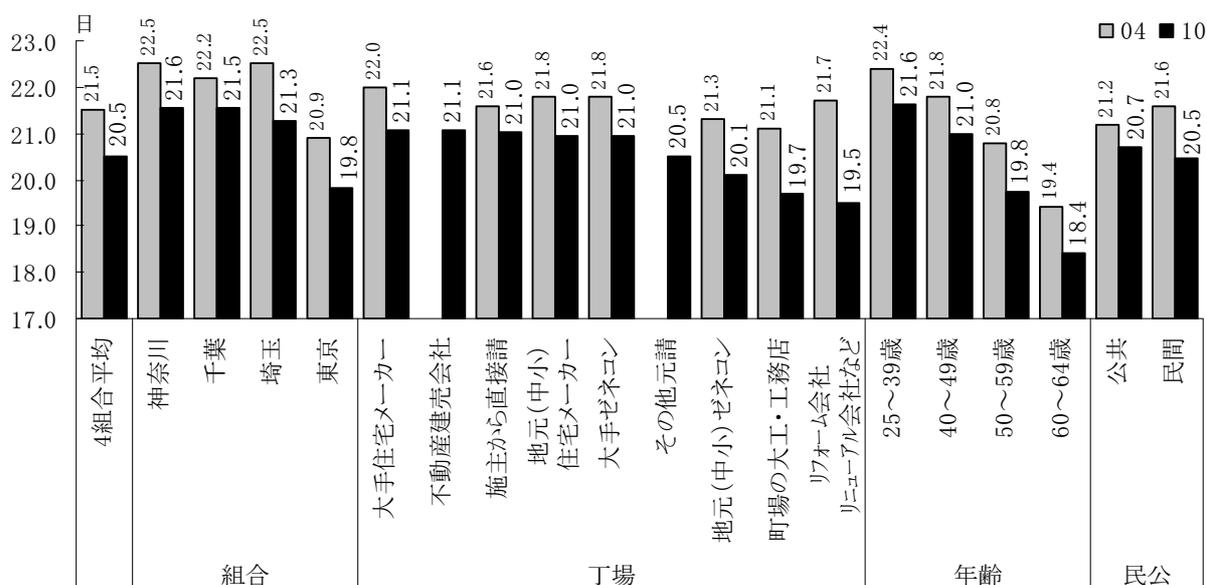
注：図表34に同じ。

3. 首都圏4組合の労働日数

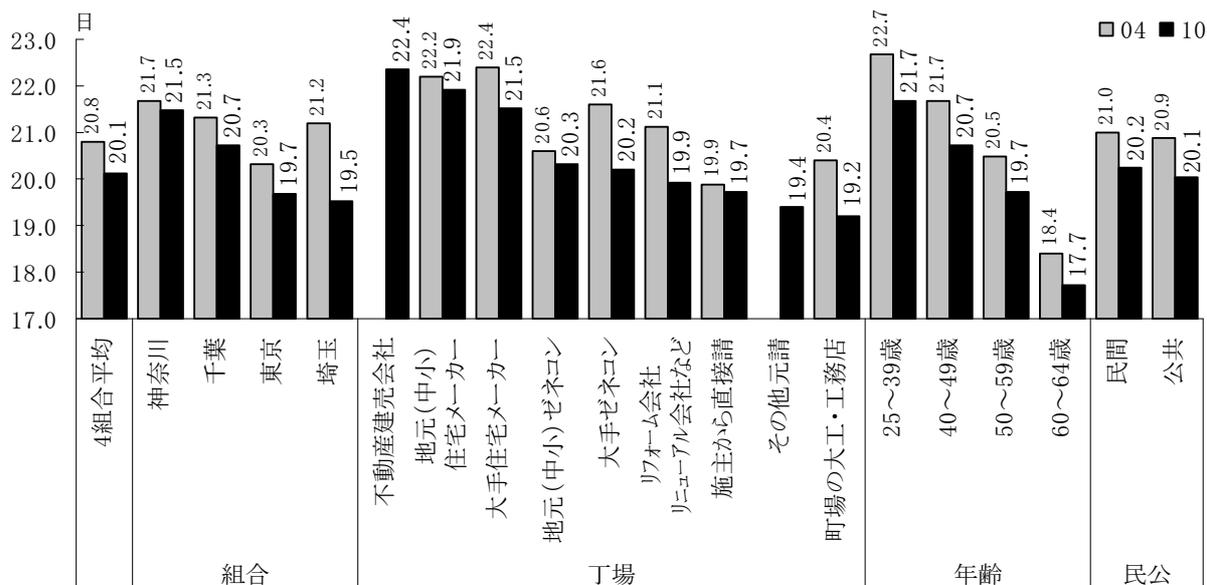
平均労働日数 「常用」労働者は20.5日、「手間請・材料持ち」は20.1日

2010年の4組合平均の労働日数は、暦日による平日数が同じだった2009年に比べるとわずかに増えたが、平日数がやはり同じであった2004年の労働日数を下回った(図表36、図表37)。仕事にまわりだしている状況にはない(暦日による平日数：5月は18日〈東京の調査月〉、6月は22日〈埼玉、千葉、神奈川の調査月〉)。

図表36 「常用」労働者の労働日数(2004年・2010年)



図表37 「手間請・材料持ち」労働者の労働日数(2004年・2010年)



6月（平日数 22 日）に調査を行なった埼玉、千葉、神奈川の平均労働日数は、「常用」「手間請・材料持ち」ともに 2009 年に引き続き暦日の平日数を下回った。「常用」は埼玉 21.3 日、千葉 21.5 日、神奈川 21.6 日、「手間請・材料持ち」は埼玉 19.5 日、千葉 20.7 日、神奈川 21.5 日であった。他方、5月（平日数 18 日）に調査を行なった東京は、「常用」「手間請・材料持ち」ともに 2009 年に引き続き暦日の平日数を上回った。

仕事確保の困難性は比較的に町場と高齢層で生じている。2010 年の「常用」（20.5 日）と「手間請・材料持ち」（20.1 日）の平均労働日数をともに下回るのは、「町場の大工・工務店」（「常用」19.7 日、「手間請・材料持ち」19.2 日）、「リフォーム会社・リニューアル会社」（「常用」19.5 日、「手間請・材料持ち」19.9 日）、50～59 歳（「常用」19.8 日、「手間請・材料持ち」19.7 日）、60～64 歳（「常用」18.4 日、「手間請・材料持ち」17.7 日）であった。

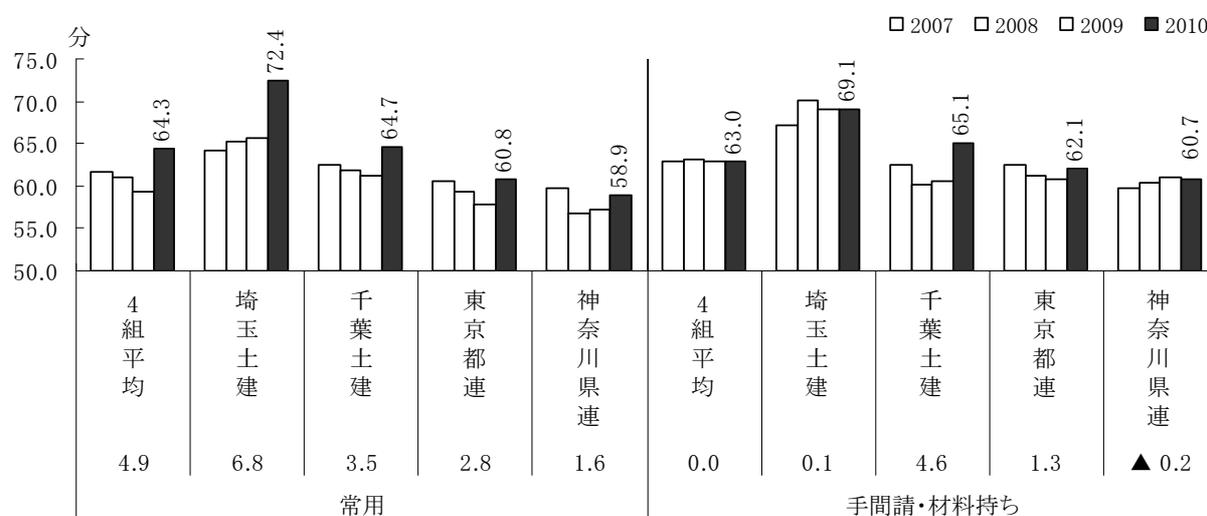
4. 首都圏4組合の現場までの通勤時間

通勤時間は1時間強

4組合平均の「常用」労働者の片道通勤時間は64.3分、「手間請・材料持ち」労働者は63.0分で、双方とも1時間強である(図表38)。

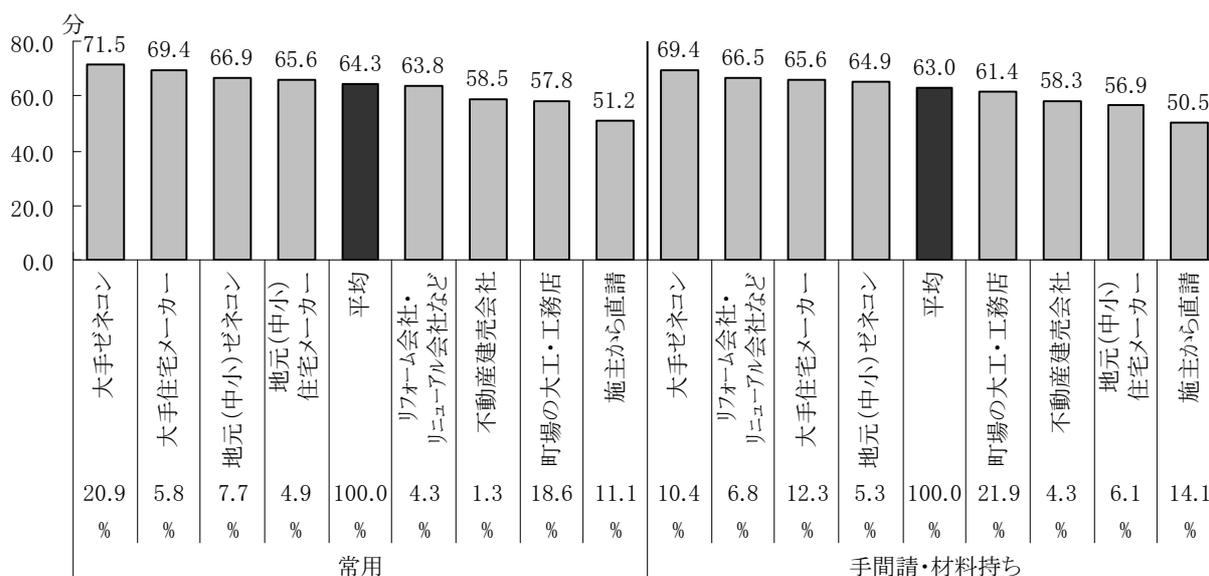
組合別に見ると「常用」労働者では長い順から埼玉72.4分、千葉64.7分、東京60.8分、神奈川58.9分、「手間請・材料持ち」労働者は埼玉69.1分、千葉65.1分、東京62.1分、神奈川60.7分であった。

図表38 「常用」「手間請・材料持ち」労働者の通勤時間



注：各項目名の下の数字は09-10年の増減数(分)。

図表39 「常用」「手間請・材料持ち」労働者の丁場別、通勤時間(4組合平均)(2010年)



注：現場名の下の数字は回答者比率。

図表 40 「常用」「手間請・材料持ち」労働者の自都県内外回答比（2010年）

単位：%

		自都 県内	他県			09・10年 自都県内 増減
常用	千葉土建	55.8	43.5	23区 30.7、三多摩 0.6、神奈川 1.8、埼玉 2.3、その他 8.1		▲ 4.3
	東京都連	77.0	21.6	神奈川 5.7、千葉 3.1、埼玉 4.3、その他 8.5		▲ 0.3
	神奈川県連	72.0	25.9	23区 15.0、三多摩 4.4、千葉 1.0、埼玉 1.0、その他 4.6		1.9
材 手 間 請 持	千葉土建	64.7	35.0	23区 18.0、三多摩 0.6、神奈川 1.1、埼玉 4.7、その他 10.6		▲ 0.5
	東京都連	75.2	23.6	神奈川 6.7、千葉 3.1、埼玉 5.3、その他 8.6		0.2
	神奈川県連	74.3	23.8	23区 14.2、三多摩 4.0、千葉 0.7、埼玉 0.4、その他 4.5		▲ 3.2

注：東京都連の自都県内は 23区と三多摩の合計。埼玉土建は、「通勤場所」に関する設問がない。

回答比は通勤時間への回答者の割合。

4組合の中では、2009年に引き続き埼玉が最も長い。埼玉は「大手ゼネコン」の通勤時間が長く、「常用」「手間請・材料もち」ともに 83.8分であった。

丁場別にみると、「常用」「手間請・材料持ち」とも、概して地域に根ざし住民から仕事を確保する「町場」では通勤時間が短く、地域住民との結びつきの弱い野丁場の通勤時間が長い(図表 39)。

いずれにしろ、組合員の仕事先が1時間前後を費やすことは、地域を重視した組合活動や組合への結集という点からもさまざまな困難をもたらすことになる。自都県内での仕事おこしは喫緊の課題である。

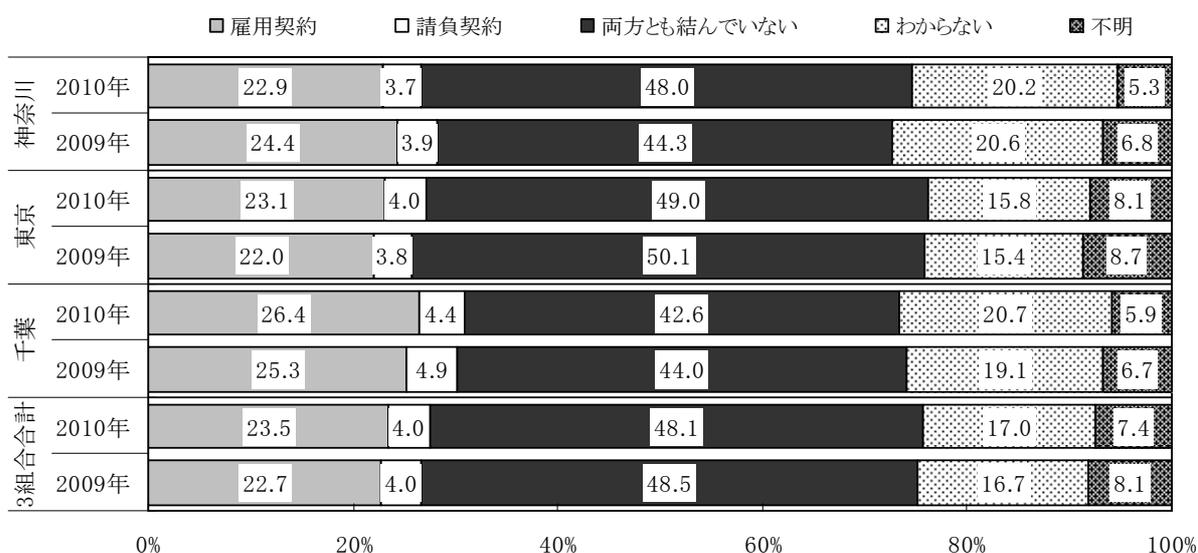
なお、通勤場所について、自都県内通勤者の回答比を比べると、千葉が低く東京と神奈川が高い(図表 40)。千葉と神奈川は、自県内での仕事確保が難しく、23区での仕事の割合が高まっている。23区回答比をみると、千葉は08-09年に「手間請・材料持ち」が、09-10年に「常用」が、神奈川は09-10年に「手間請・材料持ち」が上昇していた。一都三県の建設労働者は工事需要が比較的にある東京23区での就業が進んでいる。県境を越えた就業が常態となる中、建設労働者の賃金・労働条件の改善にむけた首都圏(関東)レベルでの取り組みはより重要になってくる。

5. 労働者の事業主との契約状況

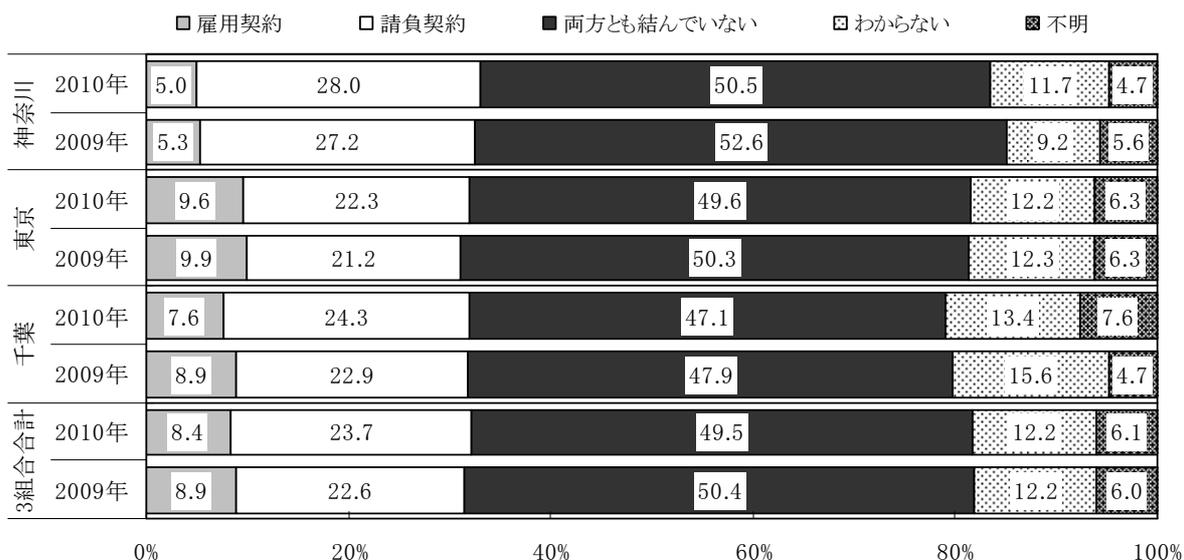
契約を結ばない働き方が圧倒的に多い

「常用」「手間請・材料持ち」ともに書面で契約を結んでいない組合員がまだまだ多く、雇用や請負に関して使用者との書面契約が習慣になっていない。トラブルが生じたときには被雇用者や請負者側が不利になることは明らかである。文書での契約の取り交わしが双方の信頼関係を高めるといふ考え方を明確にする取り組みが必要である。

図表 41 「常用」労働者の書面による契約状況



図表 42 「手間請・材料持ち」労働者の書面による契約状況



図表 43 書面による契約状況の増減ポイント
(09-10年)

単位：ポイント

		雇用 契約	請負 契約	両方とも 結んで いない	わか ら な い	不明
常用	3組合合計	0.7	0.0	▲ 0.3	0.3	▲ 0.7
	千葉	1.2	▲ 0.5	▲ 1.4	1.5	▲ 0.8
	東京	1.2	0.2	▲ 1.1	0.3	▲ 0.6
	神奈川	▲ 1.4	▲ 0.3	3.6	▲ 0.4	▲ 1.5
手 間 請 ・ 材 料 持 ち	3組合合計	▲ 0.5	1.1	▲ 0.9	0.0	0.2
	千葉	▲ 1.3	1.4	▲ 0.8	▲ 2.2	2.9
	東京	▲ 0.3	1.1	▲ 0.6	▲ 0.1	▲ 0.0
	神奈川	▲ 0.3	0.8	▲ 2.1	2.5	▲ 0.9

3組合平均の「常用」の契約状況を見ると、「雇用契約も請負契約も結んでいない」で働いている者が48.1% (4,275人)と半数近くを占めている。また、「わからない」が17.0% (1,508人)、「不明」が7.4% (658人)もあり、これらを「両方とも結んでいない」とみなし合算すると、実に72.5% (6,441人)の「常用」労働者が単価や賃金、仕事の条件などを口約束で済ませていることになる(図表41)。

「手間請・材料持ち」労働者の場合、「両方とも結んでいない」と答えた者

は49.5% (2,404人)と半数が口約束で働いている。これは「常用」の場合より若干多い。これに「わからない」12.2% (594人)、「不明」6.1% (297人)を合算すると67.9% (3,295人)の「手間請・材料持ち」労働者が単価や仕事の条件を口約束で済ませている。

書面による契約状況を見ると、「常用」「手間請・材料持ち」ともに働き方は多様で、いずれも「雇用契約」「請負契約」を含んでいる。「常用」労働者の「雇用契約」比は23.5% (2,087人)、「請負契約」を結んでいると答えた者が358人(4.0%)いる。また、「雇用契約」「請負契約」に関わらず、文書で契約を取り交わしている者は全体の27.5%となり、全体の4分の1に過ぎない。

「手間請・材料持ち」労働者が「請負契約」を取り交わしているケースは23.7% (1,151人)、「雇用契約」を取り交わしているケースは8.4% (409人)となっている。この双方を合算した、文書で契約を取り交わしている割合は32.1%と請負型労働者の方が、「常用」労働者より契約関係を文書で取り交わす割合が高い(図表42)。

参考までに3組合合計の09-10年の増減ポイントを見ると、「常用」は「雇用契約」比が、「手間請・材料持ち」は「請負契約」比が若干上昇し、「両方とも結んでいない」比が低下した。わずかな増減ポイントだが、書面による契約が。

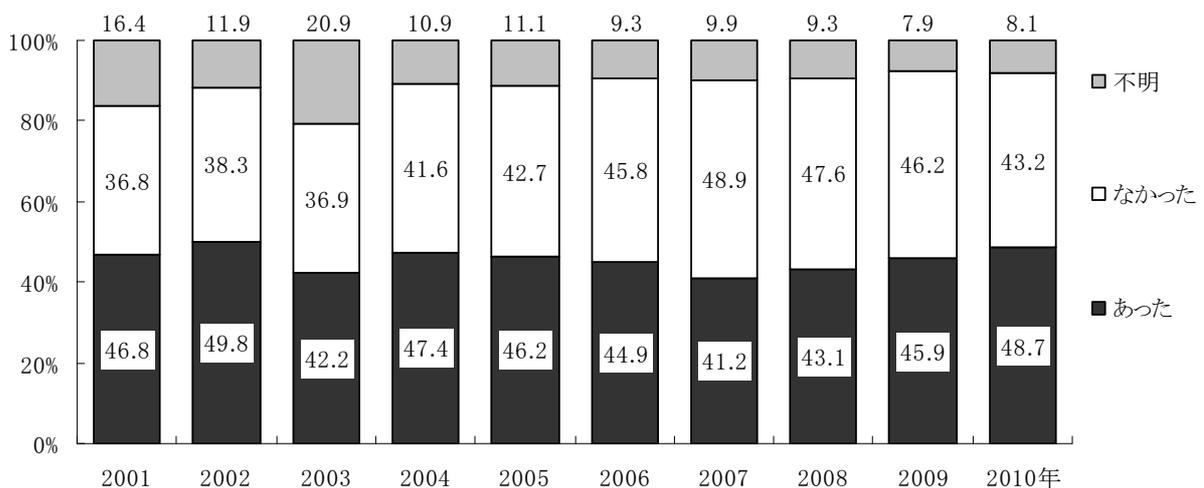
6. 事業主の「原価割れ工事」の状況

この一年間で「原価割れ工事」を経験した事業主は、約半数（48.7%）にのぼる（3組合合計、埼玉は「原価割れ工事」の設問がない）（図表44）。3組合合計と各組合とも経験した割合は上昇しており、首都圏での受注価格競争が背景にある。

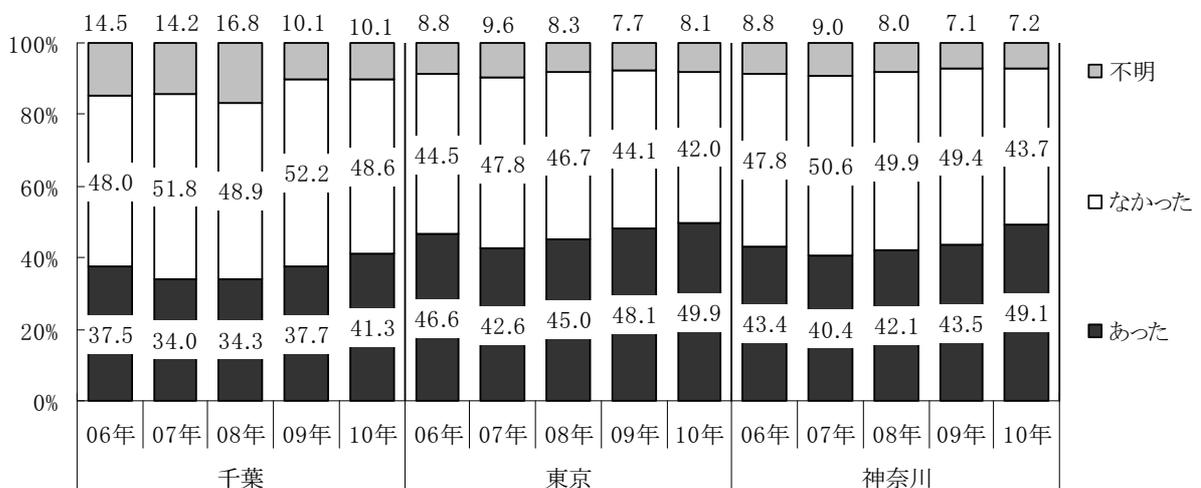
回答者9,731人のうち「原価割れ工事が」が「あった」と回答した者が4,740人（48.7%）、組合別にみると「あった」比は東京が最も高く49.9%、次ぎに神奈川49.1%、千葉41.3%であった（図表45）。

2009年に比べて「あった」比はいずれも上昇し、比較的に神奈川の上昇ポイントが大きい（上昇ポイント：千葉3.7、東京1.8、神奈川5.6）。神奈川は、不動産建売会社と地元（中小）ゼネコンのそれが10ポイント以上高まった（図表46）。これらの現場の上昇ポイントは3組合とも比較的に大きく、首都圏全体で一方向的な単価引き下げによる原価割れ工事が増大している。他方、比較的に回答比が低いのは「施主から直接請」で、いずれの組合も3割台であった。

図表44 事業主の「原価割れ工事」の有無（3組合平均）



図表45 事業主の「原価割れ工事」の有無（組合別）



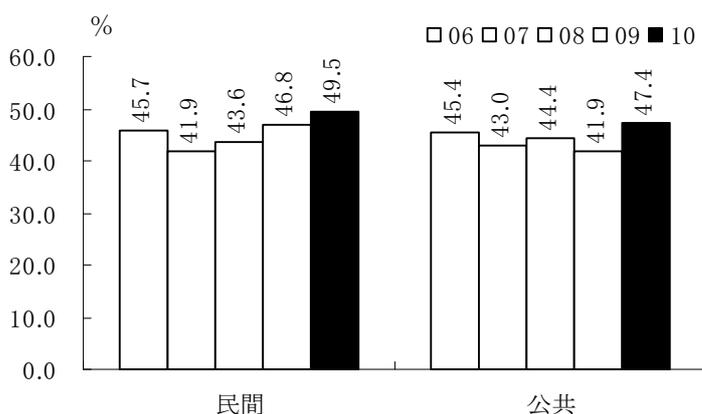
図表 46 事業主の「原価割れ工事」の有無（丁場別）（2010年）

単位：％・人

3 組合合計				千葉			
	あった (%)	09-10 増減	回答数 (人)		あった (%)	09-10 増減	回答数 (人)
地元 (中小) ゼネコン	60.4	8.9	322	地元 (中小) 住宅メーカー	56.7	2.4	17
不動産建売会社	56.7	9.7	106	地元 (中小) ゼネコン	50.0	6.3	39
大手住宅メーカー	56.0	6.8	304	リフォーム会社・リニューアル会社	47.5	2.0	38
複数の現場	55.5	1.8	593	複数の現場	47.1	7.5	49
大手ゼネコン	54.1	4.4	675	町場の大工・工務店	45.7	4.7	53
地元 (中小) 住宅メーカー	51.9	▲ 4.7	97	大手ゼネコン	41.9	2.0	67
町場の大工・工務店	51.7	3.9	739	平均	41.3	3.7	484
リフォーム会社・リニューアル会社	51.1	▲ 0.0	342	その他元請け	39.6	6.3	63
平均	48.7	2.8	4,740	大手住宅メーカー	39.6	3.0	40
その他元請け	44.2	0.8	442	不動産建売会社	38.9	15.4	7
施主から直接請	38.9	1.4	937	施主から直接請	35.0	1.6	97

東京都連				神奈川県連			
	あった (%)	09-10 増減	回答数 (人)		あった (%)	09-10 増減	回答数 (人)
地元 (中小) ゼネコン	65.0	8.2	186	不動産建売会社	62.3	15.6	48
大手住宅メーカー	60.5	6.5	178	複数の現場	60.6	11.1	109
大手ゼネコン	56.4	3.2	436	大手住宅メーカー	58.1	9.2	86
複数の現場	55.5	▲ 0.9	435	地元 (中小) ゼネコン	57.4	11.9	97
不動産建売会社	55.4	4.5	51	大手ゼネコン	54.8	8.7	172
町場の大工・工務店	52.8	2.8	555	地元 (中小) 住宅メーカー	52.7	▲ 7.0	29
リフォーム会社・リニューアル会社	52.4	0.9	257	町場の大工・工務店	50.0	5.9	131
地元 (中小) 住宅メーカー	50.0	▲ 5.6	51	平均	49.1	5.6	966
平均	49.9	1.8	3,290	リフォーム会社・リニューアル会社	47.5	▲ 5.4	47
その他元請け	45.1	▲ 0.1	379	施主から直接請	37.9	2.8	195
施主から直接請	39.9	0.7	645				

図表 47 事業主の「原価割れ工事」の有無（民間公共別）



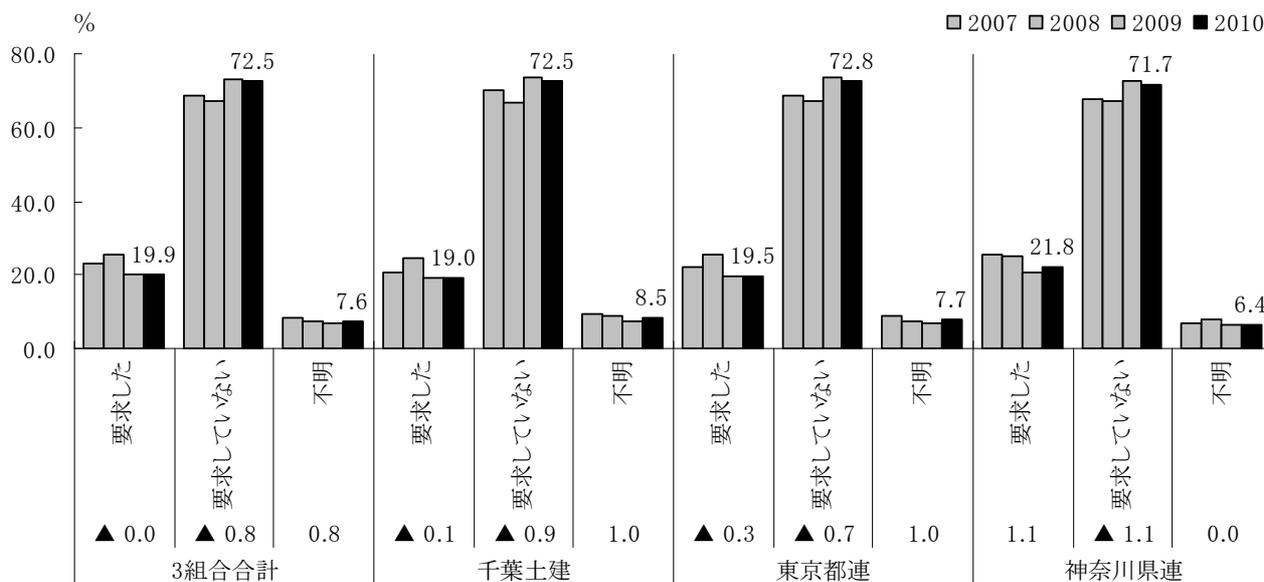
また、公共・民間別では、「民間工事」では「あった」が 49.5% (4,036 人/8,153 人)、「公共工事」では「あった」が 47.4% (359 人/758 人) だった。2009 年に比べて、「民間工事」「公共工事」とも「あった」比は上昇した（民間 2.7 ポイント、公共 5.5 ポイント）。

民間・公共問わず全ての現場で「原価割れ工事」が生じていること自体が問題であり、建設労働者の賃金への影響を考えると、原価割れ工事自体の存在をなくしてゆかねばならない。

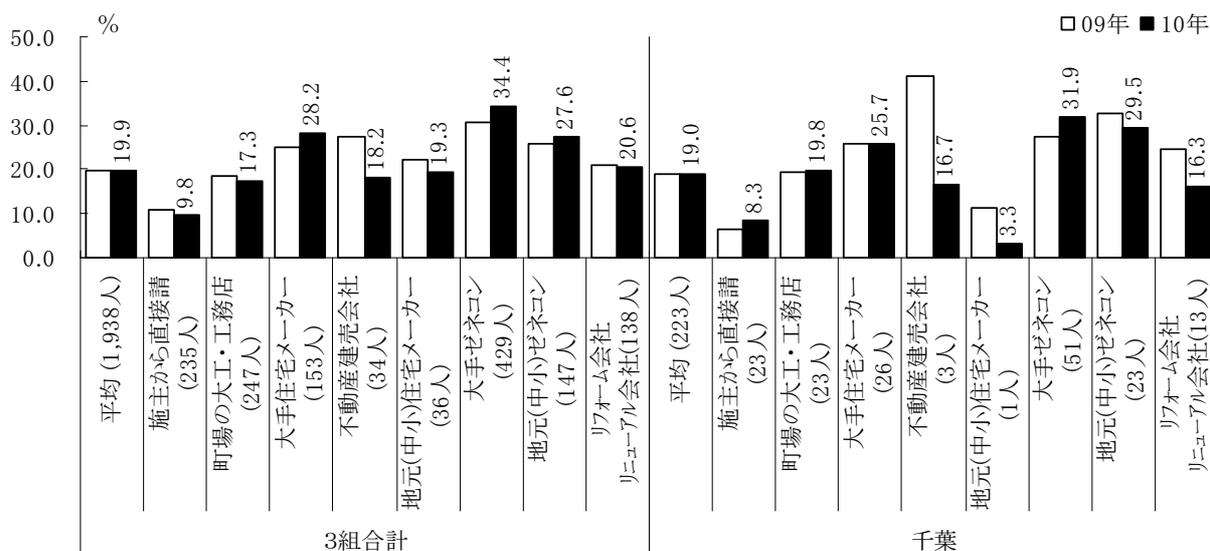
7. 事業主の上位業者への単価引き上げ要求の状況

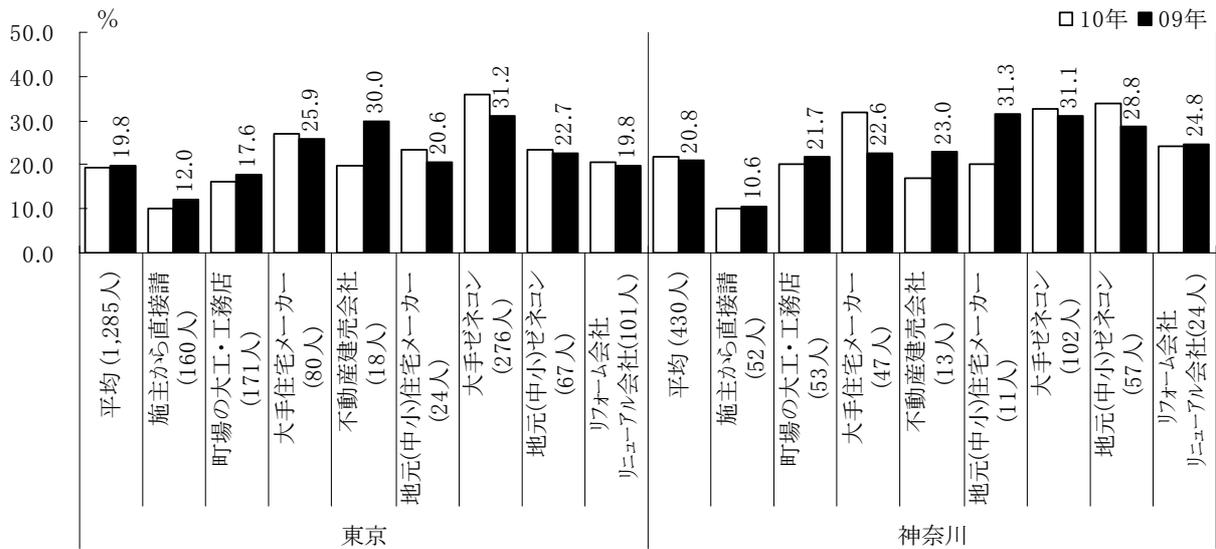
上位業者への単価引き上げ要求についてみると、先の通り原価割れ工事は増大しているが、単価引き上げを「要求した」(19.9%・1,938人)よりは「要求していない」事業主が圧倒的に多い(72.5%・7,058人)。厳しい低単価受注競争の下、各事業主が上位業者に要求していくことは必要だが、取引関係に影響が及ぶかもしれず、建設産業界全体で適正価格のあり方や、請負層次にかかわらず各業者に適正な代金がきちんと支払われる取引のルールを設定していく必要がある。

図表 48 事業主の「単価引き上げ要求」の有無



図表 49 事業主の単価引き上げを「要求した」回答比 (丁場別) (2010年)





注：各項目名に続く()内の数字は、「要求した」回答数。

3組合計でみると「要求していない」が72.5% (7,058人)、「要求した」が19.9% (1,938人)であった。

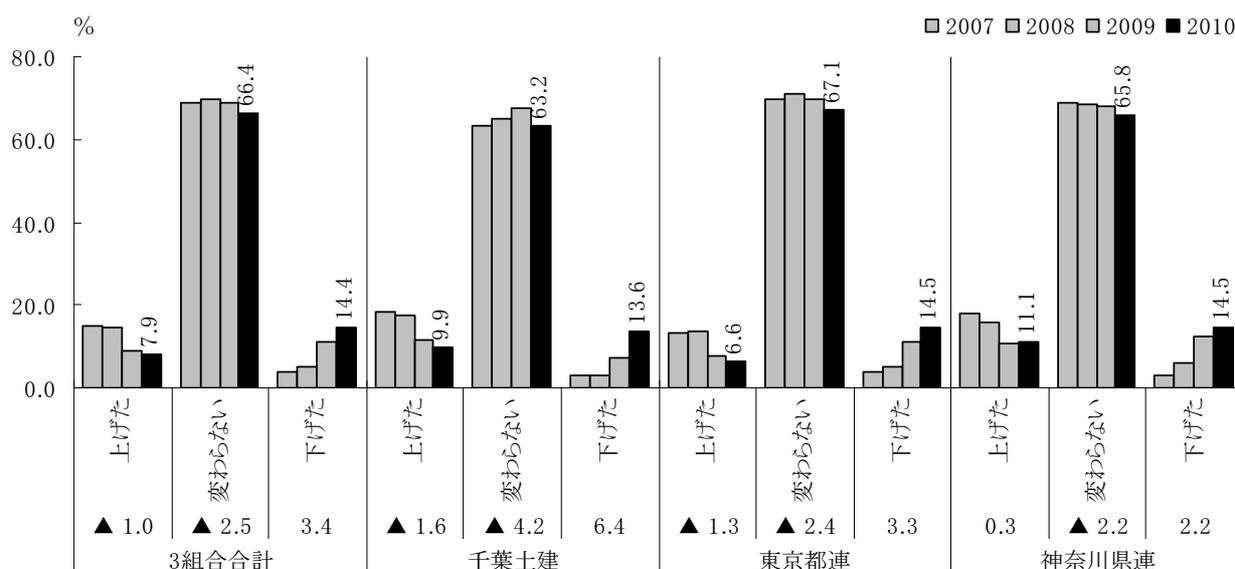
3組合計を丁場別にみると、「要求した」割合が最も多い丁場は「大手ゼネコン」の34.4%、次いで「大手住宅メーカー」28.2%、「地元(中小)ゼネコン」27.6%であった。大手資本の現場では採算割れ工事が増大し、取引関係に影響が及ぶかもしれない中、要求せざるを得ないほどの状況なのだろう。

他方、単価引き上げ要求の少ない丁場としては、2009年と同様に「施主から直接請負」(9.8%)、次いで「町場の大工・工務店」(17.3%)であった。単価の引き上げ相手が施主(建主)という点で、直接事業の受注と結びつくため、今日の低価格受注競争が激しい状況では単価引き上げが困難な状況を表している。

8. 事業主の労働者への丁場別賃上げの状況

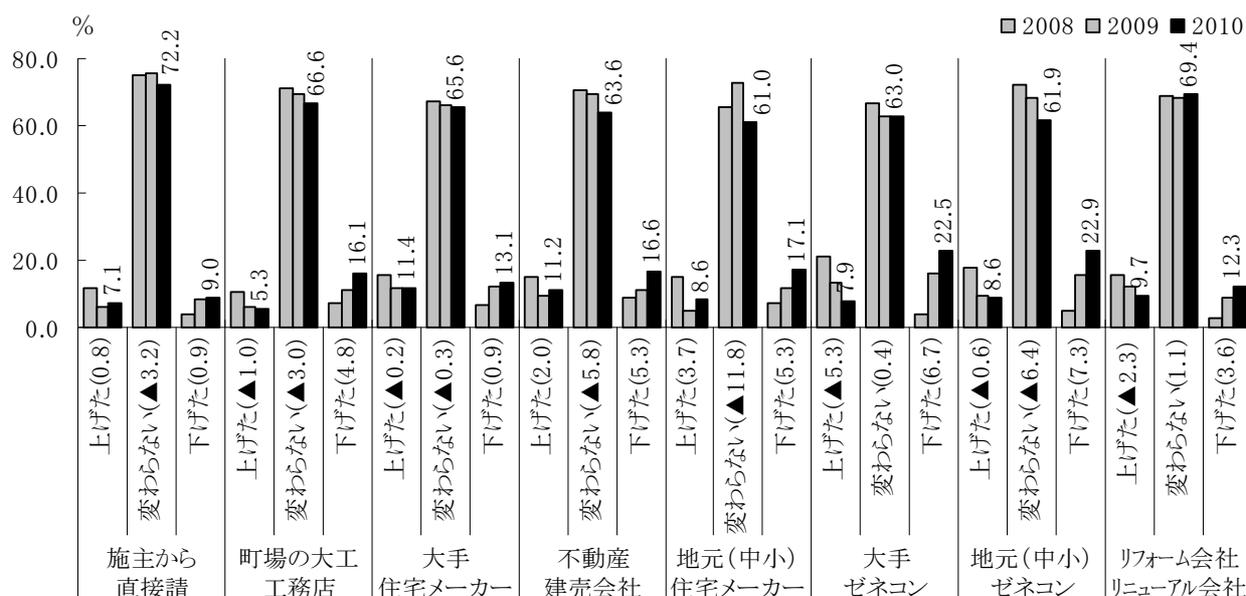
事業主の労働者に対する賃金引き上げ・引き下げ状況をみると（埼玉土建はこの設問がない）、賃金引き上げどころか、賃金を引き下げたという事業主の割合が年々上昇している。建設労働者の低賃金化に歯止めをかけるために、産業界全体による新たなルールづくり（公契約法・条例の制定、産別労働協約の締結、受発注時の制度改善など）がますます求められている。

図表 50 事業主の「賃上げ」の有無（組合別）



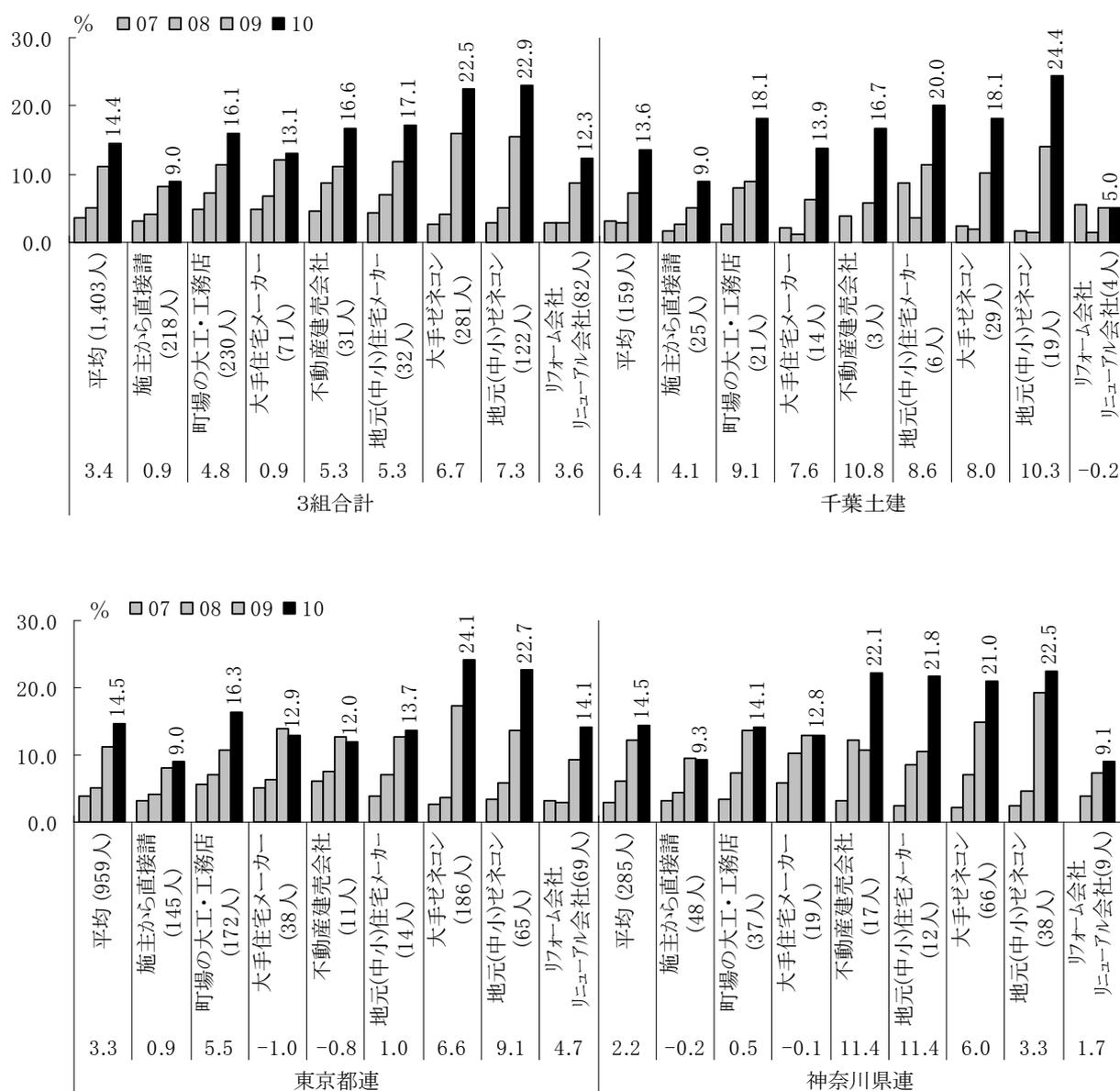
注：項目名の下の数字（例：3組合合計の「上げた」の下の「▲1.0」）は09-10年の増減ポイント。

図表 51 事業主の「賃上げ」の有無（3組合合計）（丁場別）



注項目名の () 内の数字（例：「施主から直接請負」の「上げた(0.8)」の下の「(0.8)」）は09-10年の増減ポイント。

図表 52 事業主の「賃下げ」回答比の推移（組合別）（丁場別）



注：各項目名に続く()内の数字は、「賃下げした」回答数。

3組合合計、各組合、各丁場をみても、最多は「変わらない」で、「下げた」比が上昇し、「上げた」比が低下している(3組合合計:「変わらない」66.4%、「下げた」14.4%、「上げた」7.9%)。

丁場の中ではゼネコンを主な仕事先とする事業主での賃金引き下げ比が高い。原価割れ工事や低価格受注によって賃金を引き下げざるを得なくなっている。3組合合計の「下げた」比は、「大手ゼネコン」22.5%、「地元(中小)ゼネコン」22.9%であった。